


東京地方裁判所令和4年（行ウ）第302号・同第446号
神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

意見書

令和5年11月14日

東京地方裁判所民事第2部 Bd 係 御中

前千代田区議会議員

大串博典 

1 はじめに

私は、1999年に初当選してから6期24年間、千代田区議会議員を務めてきました。2023年4月に党の引退規約に基づき議員を勇退しました。この間、多くの区民の方々から真心からのご支援を賜り、千代田区議会議員として区民のために活動できたことは私の最大の誇りであります。

さて、意見書を提出しようとした理由と主な論点です。

理由の一点目は、本訴訟で問題となっている議決に関して、所管であった企画総務委員会（以下、単に「委員会」といいます）の委員（副委員長）として執行機関に対して質疑を行い、討論した上で採決しましたので、その立場から意見を述べるのがきわめて重要であると思ったことです。

二点目は、今回の裁判結果が、今後の千代田区だけでなく全国のまちづくりの進め方に、また住民の意思としての議会の議決に大きな影響を与えかねないと危惧したからであります。

主な論点としては、区の提案する神田警察通り沿道整備において、①樹冠が立派に育った街路樹のイチヨウを伐採することに合理性はあるのか、また②広く住民の合意を得るための適正な手続きはとられたのか。そして、③議案審査の委員会にお

いて執行機関の答弁に虚偽または事実と異なる不正確な説明があったのかの3点であります。

2 樹冠が立派に育った街路樹のイチョウを伐採することに合理性はあるのか

最初に、行政の提案する神田警察通り沿道整備Ⅱ期工事において、樹冠が立派に育った街路樹のイチョウを伐採することに合理性があるのかについてです。

都市計画法第2条（基本理念）では、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定める」としています。つまり、都市計画は合理的でなければならないとしています。

今、地球の温暖化が一層進み大きな危機を迎え、温暖化対策が強く求められていること、また、街路樹の役割や資産的価値が見直されている中、どうして樹冠が立派に育った街路樹のイチョウを伐採することに合理性があるのでしょうか。議案審査は、令和3年9月21日の企画総務委員会において行われ、私はこの点について3度質問しました。（添付資料1の議事録番号265、267、272）しかし、以下述べますように合理的であるとする執行機関（区）からの明確な答弁はありませんでした。

（1）須貝課長の答弁

須貝課長は、私のどうして樹冠が立派なイチョウを伐採してしまうのかとの質問に「我々もそういうことで検討していったんでございますが、やはり当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」と（議事録266）、また「2.2メートルという限られた道路幅員の中で、歩道を拡幅して、安全、歩行者の空間、それから自転車の走行空間、そういうものを当てはめたときに、やはり今のイチョウをその位置に残しておくことはできないということがございますので、そこはご理解賜りたい」（議事録277）と、イチョウをこの位置に残しては道路整備できないとの答弁を繰り返すだけで、技術的または法的な確かな根拠をもって合理的だとする答弁はありませんでした。

(2) 印出井部長の答弁

印出井部長からは同じ質問に対してイチヨウを伐採する理由として協議会で出た意見の紹介がありました。「現状の並木、樹木、大径木化樹木に対して、『この沿道には適さない』、とか、『イチヨウを残すかと思うと、少しがっかりしている』ですとか、イチヨウで、別の委員の発言を、同じ委員の発言を繰り返して申し上げるとちょっと偏るので別の委員の発言を申し上げますと、『イチヨウで困っている方が多い』と。『ギンナンも落ちるし、うちが全部掃除している』とか『イチヨウと落葉樹だけはやめてほしい』とか、日々沿道で生活されている方々の課題感、それもあつたのかなというふうに思っています」、「やっぱりその中で一番多かったのが、やっぱり既存の道路の中で、非常にイチヨウが老朽化して根上がりしているということに対しての、日々感じている課題感というのがあつたのかなというように思います」(議事録 280) と。しかし、これらは、※土壌の改良や整備後の※アダプト制度(※最終頁に用語の説明)の中で解決できるものばかりです。伐採の理由とはなりません。

このように委員会において、印出井部長も須貝課長も答弁において樹冠が立派に育った街路樹のイチヨウを伐採することに合理的だとする説明はまったくなかったのです。

(3) 駐車帯・パーキングメーター設置について

須貝課長は答弁の中で「このⅡ期に関しては、Ⅰ期のようなパーキングをなくすという形ができませんので」(議事録 273) と、パーキングについて触れていました。Ⅱ期工事区間ではパーキングの設置が必要となり、そのために街路樹を伐採しなければならないとして触れたものと思いますのでこの点についても述べておきたいと思います。

そもそも、平成 23 年の神田警察通り沿道整備協議会(以下「沿道協議会」または「協議会」といいます)発足の当初より神田警察署がオブザーバーとして参加しています。そしてその協議会が検討を重ね、平成 25 年 3 月に沿道整備の方針「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」(以下「沿道ガイドライン」といいます)を策定しました。そこには「駐車レーンは原則廃止する」(沿道ガイドライン P.5) また「駐車や荷捌きには、原則として周辺のパーキングメーターやコインパーキング等を活

用する」(同 P.6) と示されています。駐車レーンに関することは警察の所管でありますので、当然にオブザーバーとして参加していた警察がガイドライン策定段階で廃止できるかできないかは判断していたものと思います。車線を減らし、また駐車レーンをなくして「車中心から人と賑わい中心の道路」とすることは神田警察通り沿道整備のメインテーマであったはずだからです。なぜ、今になって駐車帯(駐車レーン)及びパーキングメーターの設置が必要となったのでしょうか。いつの段階で、何を理由として必要となったのかがわかりません。

この点、令和4年9月20日の企画総務決算分科会ですが、小枝議員の質問に答えて、印出井部長は「警察の協議、具体的には、会議とか打合せとかということになるんですけど、まさに意思形成過程における会議とか打合せでございますので、それ自体の議事録を公開するというのはなかなか難しい」(分科会議事録410)と答弁して、警察との間でどのような協議がなされ、どのような理由により駐車帯が必要となったのかがわかる資料の公開は今もなされていません。

もし、区がイチョウを伐採せざるを得ない理由として駐車レーンを廃止できなくなったということを挙げるのであれば、沿道整備のメインテーマに影響する大きな変更でありますので、沿道ガイドライン策定当初と比較して沿道の交通状況に、いつ、どういう変化が生じたのかという確かで客観的な説明をしてしかるべきです。しかし、その説明がありません。

よって、駐車レーンの設置をイチョウの伐採を合理的だとする理由にはならないことを述べておきたいと思います。

3 広く住民の合意のための適正な手続きを欠いたこと

都市計画法では、公共性のある計画は適正な手続きを経ることとその重要性が強調されています。

それは都市計画運用指針の「都市計画の意義」として書かれています。「土地の合理的な利用が図られるよう制限を課す場合、その根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。」(Ⅲ-1 都市計画の意義)と。「裏打ちされた」という表現を用いてその重要性を強調しています。

(1) 協議会の議事録が公開されなかったこと、また協議会本来の役割が果たせなかったこと

区が、適正な手続き欠いたことの第一は、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下、沿道協議会または協議会といいます）の議事録が平成 23 年の発足当初より令和 4 年 3 月まで公開されなかったことです。

協議会は区が設置要綱で設置した公のまちづくりを進めるための協議会でありますので、区の基準である「千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」（以下、基準といいます）（資料 2）でいう懇談会等に該当する会議体であります。よって、基準の第 13 条では会議録等の公開を定めていますので公開しなかったことは明らかに基準違反であります。沿道住民（街路樹を守る会の方々）が初めて参加しての協議会（令和 4 年 1 月に開催された第 19 回協議会）の議事録が令和 4 年 3 月に公開され、第 1 回からの議事録は令和 4 年の 4 月になりようやく公開されたのです。

協議会発足当初より 10 年以上にわたりその議事録が公開されなかったことは区の基準に違反しており、また都市計画法上の適正な手続きを明らかに欠くものです。

次に、協議会本来の役割が果たせなかったことについてです。

第 1 回協議会の議事録（資料 3）を改めて読みますと、協議会設置の目的が明確とされず、本来の協議会の役割が果たせなかったのではと思います。「まちづくりとして、人と賑わい中心の沿道整備を進めるための組織」、「広く住民の合意を得るための組織」、「合意形成の場」としての役割であります。

協議会の委員は確かに各町会の会長であり、団体の代表でありその立場から意見も述べてくれていますが、検討されたその内容をそれぞれの町会や団体へ持ち帰り、広く住民や関係者の意見を聞き、次回の協議会に反映させるという仕組みになっていなかったことです。これでは協議会本来の役割が果たせません。「イチョウを全て切ると聞かされ寝耳に水だった」（第 19 回協議会議事録 P.4）（資料 4）という多くの沿道住民がいて当然です。

協議会が本来の役割を果たせるよう区は事務局としての責任を果たしカバーすべきでした。いずれにしても本来の役割が果たせず 10 年以上過ぎたことは適正な手続きを欠く原因ともなったのです。

印出井部長は「その意思形成に何か大きな瑕疵があったとか、問題があったとかはない」（議事録 319）と述べていますが、本当にこれで手続き上の瑕疵はなかったと言えるのでしょうか。

そして、議案採決の委員会に採決の判断材料として重要なこの協議会議事録を区は提出しなかったことです。

協議会での議論の積み重ねをいうのであれば、協議会ではどういう議論がなされ、どう広く住民や関係者に意見を求めたかを知る重要な資料であったはずですが、その資料を委員会に提出しなかったことは、区として大事な手続きを欠いたこととなります。本来の住民の意思としての議会の議決ができなかった可能性があるからです。

（２）「千代田区参画・協働のガイドライン」、「千代田区道路整備方針」に基づく手続きをとらなかったこと

適正な手続きを欠いた第二は、まちづくりとしての沿道整備を進めるにあたって、区の定めた「千代田区参画・協働のガイドライン」（平成 26 年 4 月）や「千代田区道路整備方針」（平成 31 年 3 月）に基づく手続きを行政としてまったくとらなかったことです。

具体的には、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「沿道ガイドライン」といいます）に示されていた文化芸術ゾーンの「豊かに育った既存の街路樹を活かす」を「適した街路樹の植栽を行う」へと変更したとされるのは令和 2 年 12 月の第 17 回協議会であるとされますが（議事録 266）、その時点でこの「沿道ガイドライン」を改訂し、「千代田区参画・協働ガイドライン」（P.33）に基づいてパブリックコメントや住民説明会を開催すべきところをまったく行わなかったこと。また、このことは「道路整備方針」に定められた「さまざまな意見聴取の手法を検討の上、地域の参画と協働による整備を目指し」（P.4-8）（P.5-2）にも反していることです。

区は、自ら参画・協働のガイドラインや道路整備方針を定めその手続きについて記載したにもかかわらずその手続きの全てを怠ったのです。これでよいのでしょうか。

これら（１）（２）で述べましたことは、都市計画法上からは明らかに住民合意のための適正な手続きを欠いていること、さらに、地方自治法上からは第２条 16 項「法令に違反してその事務を処理してはならない」にも違反している可能性があります。

よって、同 17 項の「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする」により議案提案そのものを、もしくは議決を無効とすべきではないでしょうか。

4 住民の意思としての採決を行う重要な委員会において、執行機関が虚偽の答弁または事実と異なる不正確な説明を行ったこと

（１）「10 年積み上げてきた」旨の答弁が虚偽答弁に値すること

委員会での議案審査においては、イチョウを伐採しての道路整備について沿道住民の合意がとれているのかが最大の焦点でした。この点、執行機関からは「10 年積み上げてきた」という趣旨の答弁が 5 回も繰り返されました。（議事録 261,300、319、328、343）例えば、印出井部長は、「この神田警察通りの整備については、やはり 1.4 キロの延長の中で、神田エリアを東西に位置する区道として、まちづくりと一体となった道づくりの検討が必要だということで、10 か年にわたり、まさに沿道の、先ほど申し上げましたとおり、道路整備方針、その当時はできていませんけれども道路整備方針と同様の、沿道町会、沿道商店会の方々の議論の積み重ねの中で、道路整備の方向性がまとまってきたものでございます。それで、先ほど申し上げましたとおり、II 期工事や III 期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られているところでございます」（議事録 319）と答弁しました。

この「10 年にわたり・・・議論を積み重ね」とは沿道協議会のメンバーのみでの議論であったということが審査の中で明らかとなりました。また、上記 3（１）で述べたように、協議会の議事録は公開されてなく、協議会が住民の合意形成の場になっていないため、いくら長い間、協議会で議論したといっても沿道住民の合意は勿論、沿道住民は知ることさえできなかったのです。

それを、「10年積み上げてきた」と答弁したことは虚偽または事実と異なる説明であります。区は沿道協議会での議論のことをいったのだから虚偽ではないと述べていますが、これは詭弁であります。

(2)「今後は広く住民の意見を聞き対話の下で道路整備を進めていく」と答弁したことが虚偽であったこと

委員会で各委員からの質疑が終わった段階で、採決に入る前ですが、嶋崎委員長から執行機関に対して発言がありました。「この先、判断に行く前に、私の方からちょっと執行機関に対して物を申したい。・・・今日はよーく、いろんなご意見が出たんだから、それは一方の意見だけじゃないんだよ。当然、早くやってくれ、大丈夫だよ、任せておけと言う人だっているわけだから。両論あるんだから、そこはバランスよくやるのが、私、執行機関の仕事だと思うよ。そこら辺は皆さんにちゃんと約束してくださいよ、委員の皆さんに」(議事録 361)と。この委員長発言に答えて、印出井部長は「・・・これまで進めてきた合意形成の手法にとどまらず、それを核としながら、どうやって幅広く多様な意見を聞いていくか。・・・我々としては、今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりたい」(議事録 362)、との答弁がありました。

委員長発言とそれに対する印出井部長の答弁から、私は、今後は沿道住民と対話のもと広く意見を聞きながら道路整備を進めてくれるものと信じました。「約束してくださいよ」に答えて述べたのですから。おそらく私だけではなく全委員がそう受け取ったし、信じたことと思います。

私は採決にあたり、「賛成するとすればですね。条件がある。・・・この契約をしたら、もうそれで決まりですよというのではなくて、何とかこのイチョウの、そのII期工事区間のイチョウを残しながら・・・自転車道を造る整備をできないものか。僕は諦めていない」(議事録発言 374)と討論し賛成したのです。

この議会の議決後、協議会への住民(街路樹を守る会)の参加が2回(令和4年1月の第19回と令和4年3月の第20回の協議会)と直接の対話(「胸襟を開いての対話」)は令和4年4月9日の一度きりで区は話し合いの打ち切りを宣言したのです。その後、沿道住民は何度もイチョウを残しての道路整備を求めて区との話し合

いの継続を求めました。しかし、区は、今度は手のひらを返し「議会が議決したのだから」と、議決したことを話し合いに応じない理由としたのです。あまりにひどいと思います。いったい委員会でのあの約束は何だったのか。可決欲しさにその場限りのうその約束、答弁だったとしか思えません。明らかな虚偽答弁であります。これでよいのでしょうか。

その後、高齢者を含む沿道住民は、やむを得ずイチョウを守るため夜通し木守りをしてきています。今も続いています。区は自ら必要な手続きを欠いたことを棚に上げ、純粋にイチョウを守りたいという多くの住民を、また木守りしている多くの方々を「妨害者」呼ばわりし、排除しています。このような行為は人権上からも、人道上からも許すことができません。それとも行政なら許されるのでしょうか。

(3) イチョウを伐採しないと整備できないと断定する答弁が虚偽であること

上記2「合理性はあるのか」の(1)で述べたように、須貝課長は確かな根拠を示すことなく「イチョウを伐採しないと道路整備できない」との答弁を繰り返しました。

後ほどの委員会ですがその理由を述べています。本来は議案を審査する委員会で述べるべきであります。このことは問いません。問題はその内容です。「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則」(以下「条例施行規則」または「規則」といいます)の第27条(1)には経過措置や、やむを得ない場合の規定を定めてないので歩道幅員2mの確保が必要であると。(令和4年8月1日企画総務委員会)また、印出井部長は仮に、やむを得ない場合があるとしてもイチョウは道路附属物なのでやむを得ない場合に該当しないと答弁しています。(令和4年7月11日の企画総務委員会)しかし、この「道路構造等に関する基準を定める条例」を審査した委員会の議事録(平成25年3月8日の企画総務委員会)を確認すると委員長から国の参酌基準を「参酌しているということで間違いはないということです」(議事録157)と確認し、採決に入り全員賛成で可決しています。つまりのやむを得ない場合の規定を設けるということです。実際には条例施行規則にそのやむを得ない場合の規定や原則という文字、つまり例外規定はどういうわけか入りませんでした。区はこの例外規定がないことを2mの幅員確保を絶対とする根拠、理由としますが、

むしろ規則に例外規定を議会の決めた通りに設けなかったことの方が問題であり、根拠とすることはできません。

因みに、神田警察通りの歩道の幅員が一部 2m に欠けるところもありますが、国の経過措置や都のやむを得ない場合は 1.5m とするとの規定を用いればイチョウを残しての道路整備は可能であります。

なお、仮にやむを得ない場合の規定があったとしてもイチョウは道路附属物なので該当しないとの答弁についてですが、詳しくは述べませんが道路法で街路樹を道路附属物とした時代と今の環境が違い過ぎます。冒頭述べたように温暖化対策や街路樹の役割や資産的価値が見直されている中です。道路附属物という考え方は改めてもらいたいと思います。

よって、2-(1)でも述べましたようにイチョウを伐採しないと道路整備ができないと断定した委員会での答弁は、技術的にも法的にもなんら根拠のない答弁であり、合理性がないばかりか虚偽または事実と異なる不正確な説明であると言わざるを得ません。

5 さいごに

以上、都市計画法上の観点から、道路整備において樹冠が立派に育った街路樹のイチョウを伐採することに合理性がないこと、また住民合意のための適正な手続きがとられなかったこと。そして住民の意思としての議決を行う議案審査において執行機関の答弁に虚偽または事実と異なる説明があったことについて述べさせていただきました。

今回の裁判結果が今後のまちづくりの進め方に、また住民の意思としての議会の議決に、さらには地方自治の在り方自体に大きな影響を与えかねないこと。そして純粋な気持ちからイチョウを守りたいという多くの人々や今も実際に木守りをしている多くの方々を区は妨害者呼ばわりし排除しています。このようなことは人権上からもまた人道上からも許すことはできません。多くの人にこの事実を知ってもらい一日も早くそのような行為を止めさせることができればと意見書を提出させていただきました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(参考)

※ 土壌改良とは、舗装に必要な強度を持たせながら、根が生育出来る隙間のある特殊な土壌（根系誘導耐圧基盤材）を舗装の下に設けます。この隙間には空気と水、養分があるので、地面深くまで根を伸ばすことができます。この新しい工法により、健全に樹木が生育でき、根上がりや再発しにくくなるため、歩行者が安心して通行出来るような歩道になります。（横浜市のホームページより）

※ 道路・公園等のアダプト制度とは、区民・企業・行政の連携・協働による緑化や清掃などを通して、まちに潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図ることを目的としたものです。千代田区では、町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等が、区の管理している道路・公園・児童遊園等において、草花の植え付け、管理や清掃などの環境美化活動を行っています（「千代田区道路整備方針」3-11ページより）。

(資料)

1. 令和3年9月21日の企画総務委員会議事録
2. 千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準
3. 第1回協議会議事録（協議会の設置要綱は最後に付けました）
4. 令和4年1月28日の第19回神田警察通り沿道整備推進協議会 議事要旨

6の契約方法は、2者構成のJV、建設共同企業体または単体事業者による制限付きの一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は3億7,816万6,140円、契約の相手方は大林道路株式会社代表取締役、黒川修治でございます。

資料5のご説明は以上でございます。

247:

○須貝基盤整備計画担当課長 続きまして、参考資料についてご説明いたします。

先ほどの契約課長の説明とかぶるところがございますが、工事箇所は表記のとおりで、神田警察通りのI期工事に続く白山通りとの交差点から千代田通りとの交差点までの図に示す区間となります。

中ほどの工事概要をご覧ください。施工理由ですが、本工事は、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」並びに「千代田区自転車利用ガイドライン」に基づき、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備するために施工するものです。まさに、これを具現化するための整備であり、街路樹の伐採、更新を目的とするものではないことをご理解賜りたいと存じます。

整備方針ですが、道路整備方針の将来像として掲げている、誰にでも優しい安全で安心な道路として、歩道拡幅、歩道のセミフラット化、自転車走行空間の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置。景観や環境に配慮した潤いのある道路として、歩道のカラー舗装化——これは保水性インターロッキングでございます。車道の遮熱性舗装、街路灯のLED化、街路樹や植樹帯の整備、これを行うものでございます。

1枚おめくりいただいて、現況及び整備計画図をご覧ください。下段が計画図ですが、青字で示されているものが整備内容でございます。

もう一枚おめくりいただいた詳細図も、同様に、整備内容を青字で示しております。

安全・安心に資するものとして、現状の2.7メートルの歩道を、停車帯のある狭い箇所で4.5メートル、一般部の広い箇所で6メートルへと拡幅いたします。併せて、歩道の段差や波打ちを解消するセミフラット化、自転車走行空間の整備を行います。さらに、視覚障害者誘導用ブロックを設置いたします。

景観・環境に資するものとして、歩道のカラー舗装化で、保水性インターロッキングを敷設し、車道は遮熱性舗装を施して、ヒートアイランド対策を講じます。さらに、環境に優しい街路灯のLED化、街路樹や植樹帯を整備して、歩行環境の快適化を図ります。

繰り返しになりますが、このようにして、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境の創出を具現化することが目的の整備でございます。

議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

248:

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの、契約案件に対してのご説明を頂きました。

本件に関しましては、日程の、お手元でございます日程2の新たな送付された陳情、送付3-13「神田警察通りの今ある街路樹について直接意見を聞く場を設けてください」が提出をされております。陳情審査は、本来は次回の10月7日でございますけれども、本件に関しましては、関連をするため、一括して審査をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

249:

○嶋崎委員長 それでは、陳情に関しまして、執行機関からの情報提供等がありましたら、お願いをしたいと存じます。

250:

○須貝基盤整備計画担当課長 陳情に係る状況についてご報告いたします。

陳情書にあるとおり、4月26日の陳情審査におきましては、元桜井委員長より、整備計画を行うに当たっては、区民の理解が得られるよう丁寧に進めること、との委員会としての申入れを頂き、審査が終了いたしました。

その後、5月17日の当委員会におきましても、整備計画の見直しを求める新規の陳情審査が行われ、その際に、沿道整備推進協議会へ整備計画やスケジュール、陳情の経緯などを報告するための準備を進めている、また、工事請負契約に向けて、手続を進める中で、なるべく早い段階で沿道へ周知する方法を検討している旨を報告いたしました。そして、前回4月26日と同様の整理をしていただいたところでございます。

それを受けまして、5月28日に第18回神田警察通り沿道整備推進協議会を開催いたしました。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催といたしました。その議事といたしましては、街路樹の取扱いの考え方、街路樹、植樹帯の樹種の確認、II期区間のスケジュールについて報告し、それぞれについてご意見を頂き、取りまとめ、さらにフィードバックいたしました。

その後、II期区間の道路整備内容を確定し、起工するとともに、整備内容を周知するため、7月21日に神田警察通りの道路整備計画について、区ホームページに掲載したところでございます。この情報はネットニュースにも取り上げられ、大きな反響があると思いましたが、整備内容について、ご意見など、特に今までのところ、大きな反応はございません。

4月26日以降、街路樹に関するご意見を頂いたのは、沿道住民と思われる方2名で、延べ4回ありました。丁寧に説明して、対応させていただきました。なかなかご理解まではいきませんが、丁寧に説明させていただきました。ほかに一般社団法人街路樹を守る会から2回ほど話合いと1回の現地立会いの申入れがあり、こちらも丁寧に説明し、対応させていただきました。こちらもご理解までは頂いておりませんが、説明させていただきました。

今後10月半ばに本契約が済み次第、早い段階で整備計画及び工事内容を現地に掲示して、周知していくことを考えており、引き続き丁寧に進めてまいります。

報告は以上でございます。

251:

○嶋崎委員長 はい。陳情に関する先般の委員会からの申入れの後の時系列について、執行機関のほうからご説明いただきました。議案と陳情と、私のほうでうまく整理をさせていただきますので、一括で質疑をしていただきたいと思います。

質疑のある方、どうぞ。

252:

○大坂委員 この神田警察通りの工事に関しては、そもそもこれまで長年にわたる沿道協議会での議論の積み重ねがありました。それに関しては、非常に注視すべきものというふうに思っています。当委員会においても、何度となく陳情審査をしてきていますし、これは、逆に言うと、委員会の中でもかなりの議論を積み重ねてきたということにもつながるのかなと思います。

その上で、今回、これ、契約案件というのは、既に第1回定例会において予算案として議決したものであるという前提というのは念頭に置きながら、議案の審査と陳情審査をしなければいけないのかなというふうには考えています。

陳情書、上がってきたものを見ますと、「伐採とは寝耳に水です」ですか「丁寧に進めると決められた後も、何もありません」、「全く何の通知もない」とか「アンケート調査をしたとのことですが、私達の多くは記憶にありません」というような内容で上がってきています。

先ほど、前回の陳情審査の後の申入れに対してどのような対応をしてきたのかということについて説明がありましたけれども、それだけではやはり不十分なのかなというのが、この陳情が上がってきた結果だというふうに認識はしております。

改めて、その対応について、十分だったのか、十分でなかったのか、先ほど説明した以外にどういうことができたのか、できていなかったのかについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

253:

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの状況の報告の中で申し上げましたとおり、ホームページへの公表、それから、住民から頂いた意見に対して、それに対しては丁寧に説明させていただいたと。私たちとしては、これ以上——意見を頂ければ、それに対してちゃんとご説明していけるんですけども、問題ないと考えてございます。

あと、沿道整備協議会でも、再度、街路樹の取扱いについてと、あと、樹種、そういうものについて確認をして、それをまたフィードバックしたところでございます。

254:

○大坂委員 5月28日に18回の沿道協議会が行われて、そこでの確認についてもフィードバックしたということでもよろしいんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員にフィードバックをしたということでございます。

255:

○大坂委員 委員の方のみのフィードバックという形なのかなと思います。やはり丁寧に丁寧にということであるならば、そういった沿道協議会という公式の会議が書面開催ですかね、これは、行われたということについても、広く告知をする。丁寧に、近隣の方々だけでなく、そうですね、周辺の方々、関係する方々に伝わるような形で周知をするという必要があったのではないのかなというふうには感じるんですけども、その辺りについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

256:

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの大坂委員のご指摘、非常に真摯に受け止めたいと思います。今後、そのような、やはり反対の方とか、そういう方にもこのような情報が分かるような、何らかの方法を取っていきたいと思います。

257:

○大坂委員 ありがとうございます。

258:

本当に、もう何回も何回も陳情審査して、それに対して、常に丁寧にに対応していただいたということは、十分承知しています。その結果、今までにない規模で沿道にアンケート調査を実施することができたりですとか、学識経験者の方々を集めて、特別に意見を聴取して、それに対して、しっかりと集約をしていったとか、そういったことというのは、次に向けても、しっかりとしたノウハウとしてつながっていくのかなというふうにも思っていますので、その辺も踏まえて、今後、引き続き丁寧にしっかりと対応していただきたいというふうに思っています。

その上で、今回、道路整備をして、街路樹を更新するということになるんですけども、伐採して新植するということになるわけですから、かかる費用というのかなりものになるんだろうと思います。一方、街路樹を保存して整備すれば費用がかからないというような考え方もあるんですけども、その点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご指摘のとおり、街路樹を更新する場合は、伐採、伐根、新植、そして、この神田警察通りのII期については、ツリーサークルの設置が必要となります。そして、その費用がかかります。一方、街路樹を保存して整備した場合でも、実は、大きなツリーサークル、I期工事でイチョウを残したような大きなツリーサークルのその設置が必要となりまして、その費用がかかります。

259:

本整備において、初期費用として、更新した場合のほうが530万程度高くなります。しかし、整備後の剪定や落ち葉清掃などの維持管理費、並びに大径化する既存樹木の成長管理に係るコストを加えて試算すると、実は整備後6年目から逆転して、その後は大きく差が開いてまいります。また、老朽化して、大径木となった既存樹木が台風等における倒木リスク、そういうものを踏まえると、潜在的なコストも想定できません。

コスト面が全てではございませんが、神田警察通りの道路空間に適した樹木への更新、それをすることによって、将来にわたってコストの増加にはつながらず、適切で適正な維持管理を行っていくことができるものと認識してございます。

○大坂委員 最後。

260:

こうした方針についても、沿道協議会の中でしっかりと議論をして確認されたということによろしいのかなというのが最後に確認したいところなんですけれども。そもそものこの神田警察通りの機能更新に関しては、沿道協議会の意向を受けて、安全性といったものを基本軸に、車道、歩道、自転車道のそれぞれの安定性を重視した機能更新をしていくんだということが基本軸にあるというところを、最後の最後、確認させていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 大坂委員ご指摘のとおりでございます。それから、本会議でも質疑、ご答弁がございましたけれども、神田警察通りという、一ツ橋から神田駅周辺まで神田エリアを東西に大きく縦断するこの通り、これは全体を通じた一定の統一性ですとか、あるいは関係性ですとか、そういったものも考慮する必要がございます。で、もとより、ベースになるのは安全・安心だろうというふうに思っております。

261:

す。そういった中で、やはり樹木に対して、様々な思い、ご意見を持たれる方、多くいるんだろうなと思うんですけども、検討に当たりましては、幅広く地域の事情に通じる方々にご参画を頂きながら、10か年にわたって議論をしてきたところでございます。

そういった広域的な全体最適と、やはり個々の地先における様々なニーズというののでできるだけ調和を図ってまいりたいというふうに思っております。今後、工事、契約内容が固まって、工事に至る中では、今回の工事区間におけるご理解を深めていただくことであったり、今後の工事についても、検討の在り方等々について、議会をはじめとしたご意見を頂きながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 いいですか。
副委員長。

262:

○大串副委員長 この工事を進める上における根拠として、参考資料の1に神田警察通り沿道賑わいガイドラインがありますよね。この、そうですね、28年の秋の委員会でも、私、今から5年も前ですけど、同じ何か議論をやりました。この神田警察通り沿道賑わいガイドラインを作成したメンバーですけど、今の沿道協議会の方が中心になってつくられたんじゃないんでしょうか。どうですか。

263:

○佐藤地域まちづくり課長 この協議会事務局、地域まちづくり課でやっておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

264:

この協議会でございますが、平成23年9月から設立し、検討してきたと。その前は検討委員会というところで行ってきたというところでございます。メンバーでございますけれども、学識経験者の方々と、それと沿道の町会の方々、それと商店街、それと、にぎわい創出といった部分の観点から検討を進めてきたという部分がございますので、観光協会の方にも入っていただいてやってきたと。そして、オブザーバーとして警察署の方も入っていただいているメンバーで検討してきて、ガイドラインを策定してきたというところでございます。

○大串副委員長 沿道協議会の方も、この作成には当然関わっているということですよ。

265:

で、私が不思議だなと思うのは、この根拠としている沿道ガイドラインのゾーン別の将来像が書かれています。そこには街路樹も明確にうたっていますよ。今回のII期工事は、その、何というんですか、最初のゾーンですよ、歴史・学術ゾーンに当たります。この歴史・学術ゾーンでの街路樹はどうするのかというのは、ここに書かれていますよね。既存のイチヨウ並木を保全、活用するんだというのが、この沿道ガイドラインには書かれています。この沿道ガイドラインを根拠としてこの工事をやるんだというんだけど、何でこのイチヨウの並木を切ってしまうの、街路樹を。立派な樹冠が形成されているんですよ。どうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、ガイドラインのほうには、大串委員おっしゃるとおり、そのように書かれてございます。我々もそういうことで検討していったんでございますが、やはり当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができないというところから、そして、このガイドラインにつきましては、この1ページのところに、本ガイドラインは、今後の地域の方との協議やまちづくりの動向を踏まえ、必要に応じて発展、改良していくことを想定していますと、そういう記載がございます。

266:

そして、12月、昨年12月2日ですね、第17回協議会におきまして、この、パーキングメーターのお話もあるんですけども、その街路樹のゾーン別でイチヨウを残すと書かれているところがありますけども、そこは、共立前のイチヨウについてはああいう形で残すことができたということで、基本的に趣旨、ガイドラインの趣旨については達成できたものと考えて、そこを協議会の中で確認したところでございます。

○大串副委員長 昨年の12月の協議会で、それは、もう切ることが決定したと。じゃあ、その時点で、そういう案が出たなら、その出た段階で、まず、ガイドラインを、これ、書き換えてくださいよ。今もこのままホームページに載っている。「神田警察通り」と検索すると、整備ガイドラインとともに、図も示されて

267:

いる。全くそのままですよ。だから、当然、まちの人も分からないよ。協議会に参加している十何名の方は知っているかもしれないけれど、今回、陳情に上がってきたように、大半の沿道の方が知らない。これで、どうしてにぎわいの沿道をつくれるのか。車優先から人優先の沿道をつくりましょうよと。道を造るんだと。この神田警察通りで成功しなかったら、千代田区では、もうこれから先、人優先の道路なんてできませんよ。そうでしょう。

それにはだよ、丁寧に上にも丁寧に、もう沿道に関わっている人、お店、それからマンションに住んでいる人、それから大学、その他あるでしょ。そういった方々に、全てこのガイドラインの変更があったところ、このガイドラインを持って行って、どうなんだと。イチヨウを残したいと私たちは思うけど、どうなんだと。やむを得ず切らなくちゃいけなくなっちゃうけれども、どうなんだと。ちゃんと聞かなくちゃ駄目。

それから、まず、伐採ありきじゃないんだよ。この立派な樹冠を形成しているイチヨウを残しながら、どうやって自転車道を整備して、歩道もやっていくのか。そこが大事なんじゃないですか。これから温暖化対策をやるうというときに、立派な樹冠を形成しているイチヨウを切るということが政策で合理性があるのかどうか。僕はね、そこが千代田区の姿勢だよ。どうやって人優先の道路をみんなと一緒につくって、愛される神田警察通りをどうやってつくるのか。その思いというのが伝わってこないよ。どうなんですか。どうやってつくるんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 大串副委員長のおっしゃるとおり、確かにガイドラインを協議会の中で議論を交わして変わったということで、それに関しては、おっしゃるとおり、周知をしていくべきだったと思っております。

268:

遅まきながらですが、ホームページのガイドラインにつきましては、先週、実は更新をしたところです。申し訳ございません。

○大串副委員長 そういうことを言っているんじゃないよ。

269:

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それ以外、もっと、この道路、自転車走行空間をつくるため、ここでしかできないということを認識して、もっと丁寧に、熱い思いでやっていかなきゃいけないところを、しっかりと心に受け止めて、進めてまいりたいと思います。

270:

○印出井環境まちづくり部長 今、大串委員からのご指摘でございます。神田警察通りの、今回、契約案件として、道路整備が議題になっておりますけれども、当初は、ご指摘のとおり、沿道のまちづくり、平成23年頃、非常に地域として、これからの神田の在り方が問われているときに、まちづくりを基軸にしなから、そのにぎわいを創出する一つの大きな手法としての道路整備という形でつながってきたのかなというふうに思います。

271:

そういった検討のプロセスからすると、ご指摘のとおり、まちづくりの考え方について、こういうふうに変わってきたんだよと。議論の中で、やはりどうしても千鳥ヶ淵や皇居周辺が桜の時期に着目される中で、神田駅から九段下方向に向かう神田警察通りのにぎわい、千代田区全体の回遊性を考える中で、こんなような形で議論が発展してきて、道路整備の在り方についても変わってきたんだよということについては、その時点でしっかりと周知をし、こういう検討をしているということについてお伝えをするべきだったというふうに思います。

それから、もう一方で、警察通り沿道整備協議会の運営自体の課題ということもあったのかなというふうに思っております。今回のご指摘を受けまして、今後、この警察通りに限らず、こうしたガイドライン等の公開の仕方、あるいは検討のプロセスの在り方については、見直してまいりたいというふうに考えております。

○大串副委員長 今、問題となっているのは、この神田警察通りのII期工事、このII期工事のイチヨウをどうするのか。陳情者の方も、そのことを一番心配しているんじゃないですか。I期工事でやったように、このイチヨウを残しながら、人優先の道路をどうやってつくっていくのか。にぎわいガイドラインにのっとった道路整備を区としては真剣に考えて、やるべき。

272:

僕は、工事は大いに結構だけれども、工事の内容ですよ、内容については、ぜひ、このイチヨウ、II期

工事については、ガイドラインに書いてある——まあ、先週変更したといったって、それは意味ないよ。ぜひ、このイチヨウの、結構、中木、立派な樹冠も形成しているこのイチヨウを残しながら、人優先の道路の整備に向けてやるのが千代田区としての仕事なんじゃないかと、そう思いますよ。

にぎわいをつくるためには桜並木が必要だというんじゃないかと、このイチヨウを残すことこそがにぎわいの沿道をつくることになるんじゃないですか。どうでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 大串委員のおっしゃることも理解できるんですけども、これまでもこの委員会等で説明をしておりますが、このII期に関しては、I期のようなパーキングをなくすという形ができませんので、そこで今回の本会議の中で、部長のほうも、街路樹をなぜ伐採するのかと、残してできないのかというところで答弁をしていると思いますけども……

〔携帯電話の着信音あり〕

○嶋崎委員長 ちょっと待って。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 すみません。傍聴の方でしょうか。ケータイはご遠慮いただきたいんですけども。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、続けてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。先ほども申しましたとおり、22メートルという限られた道路幅員の中で、歩道を拡幅して、安全、歩行者の空間、それから自転車の走行空間、そういうものを当てはめるときに、やはり今のイチヨウをその位置に残しておくという事はできないということがございますので、そこはご理解賜りたいと存じます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 私はちょっと理解できないんですけども、きれいな道路が造りたいということがあるのかもしれない。だけど、そうじゃないんだよ。にぎわいというのは、曲がりくねった道だっていいんだよ。樹木があって、通りが通れなければ、歩行者が譲り合って通ってもいいんだよ。そういう中でコミュニティというのは形成できるんだよ。何か、さも見た目がきれいで利便性があつたほうがいいなんていう価値観でやるとうとするから、無理が出る。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、そこはね、僕は価値観というかな、その千代田区の道路計画というか、整備方針というか、そういうものが、何かきれいにやろうと、きれいにやるのがみんなのためになるというような、思っているだろうけれども、そうじゃないんじゃないですか。代官山、僕も好きだから勉強しに行くけれども、あそこはもう、くねくねくねくねした道がたくさんある。だけど、そこがまたよさになっているよ。で、そのまちを残そうとするから、あそこは魅力があるんですよ。僕はだからその辺、区としてはしっかりちょっと考え直してもらいたい。

で、道路工事をやることはいいけれども、樹木を残すことについては、最大限それは配慮して、残せるような工事をやってもらいたい。お願いします。

○印出井環境まちづくり部長 大串委員、かねてから樹木に対してそういうご見識、ご意見は賜ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この沿道の整備というのは、道路整備からではなくて、まちづくりからというような議論があつたのかなと思います。まちづくりの構想の中で、にぎわいや、歩きやすい、ウォーカブル、歩いて楽しいとか、そういった方向性の中でのまちづくりを目指す中で、道路整備が検討されてきたというところです。

そういった中で、沿道整備協議会のご議論としては、大串委員のおっしゃるようなご指摘もごもっともだと思うんですけども、現状の並木、樹木、大径木化樹木に対して、非常に「この沿道には適さない」と

か、「イチョウを残すかと思うと、少しがっかりしている」ですとか、イチョウで、別の委員の発言を、同じ委員の発言を繰り返し申し上げるとちょっと偏るので別の委員の発言を申し上げますと、「イチョウで困っている方が多い」と。「ギンナンも落ちるし、うちが全部掃除している」とか「イチョウと落葉樹だけはやめてほしい」とか、日々沿道で生活されている方々の課題感、それもあったのかなというふうに思っています。

そういったものを受け止めながら、今後の道路整備については、当然イチョウを残したり、あるいは道路拡幅後にイチョウを新植したりという選択肢もあったのかなと思うんですけども、やはりこのまちづくりの考え方、道路整備の考え方としては、一定の街路樹の機能更新というところでまとまってきたところがございます。やっぱりその中で一番多かったのが、やっぱり既存の道路の中で、非常にイチョウが老朽化して根上がりしているということに対しての、日々感じている課題感というのがあったのかなというふうに思います。

一方で、大串委員がご指摘のように、残せるものについては移植も調査、検討したところで、今回のII期工事の中で2本ほど別のところに移植が可能ではないかなというところで、今、検討、調整しているところがございますので、その辺りも含めてご理解を賜りたいというふうに思います。

○大串副委員長 意見を述べられましたけど、そういう意見があるんだったら、ガイドラインに最初からイチョウ並木を残すなんて書かれなかったはずですよ。沿道協議会の方がこのガイドラインの作成メンバーに入っていると、最初に答えられたじゃないですか。その方々がいる中で、イチョウ並木をこの学術ゾーンは残しますよと、残して整備しましょうよということがみんなで合意されたんですよ。変更されたのは僅か去年の12月でしょ。だから、今、そういう今意見が、こういう意見がありますと述べられても、全然説得性がありませんよ。僕はそう思うよ。

281:

だから、進め方、沿道の皆さんの合意の取り方、それから方針だよ、道路の、どう整備するのかという方針も含めて、僕は区には、区のそういったあれはちょっと反省してもらいたいし、それから今後のことを考えると、街路樹の保存と育成と、どうやっていくのかと大きな課題が残りましたよ。このままにすると、千代田区の街路樹、何にもなくなっちゃう。1本もなくなる。それで、人優先の道路なんて、掛け声ばかりで、きれいな道路を造ることばかり。それじゃあ、人優先の道路なんて造れませんよ。千代田区の行政の姿勢がまさに問われていると僕は思うよ。この神田警察通りでその転換ができなければ、これはもう、ずっとできない、千代田区は。そのくらい僕は思うよ。よろしくお願いしますよ。

○嶋崎委員長 ご意見を頂いたということで、執行機関は、
関連で、どうぞ。桜井委員。

282:

○桜井委員 この件については、いろいろな意見がありました。4月、当時、私は委員長をしておりましたので承知しておりますけども、この4月23日のときも5月17日のときも、様々な意見があり、陳情もありました。今、大串副委員長がおっしゃるとおり、非常にそういう面での、どういうふうにこの整備を行っていったらいいのか、また、その樹木の保存をどういうふうにしていったらいいのか。もういろいろな、いろいろな課題があって、それで、そのときの陳情の整理としてはですね、整理としては、この、先ほど課長がおっしゃったけども、その整備をするに当たってはきちっとした説明をしてくださいねというようなことを条件として、それで今回この予算が上がってきたということです。その上げ方については、また、ちょっと別のところでまた議論するとしてね。

283:

前回の中で、この樹木を切ろうと思ってこういう整備をしようと言っているわけじゃない。それはもう冒頭、課長がおっしゃっているように、やむを得ずそういうような、方法としてそういう一つの方法を取らざるを得ないんだという話だった。で、その背景には、一番肝腎なことは何かというと、沿道の住民の方たち、町会の方たち、そういう方たちが協議をして、こういう整備をしてほしいんだというようなものが上がってきて、それを受けた方法論として、その一つとしてこういうような形になったんだということが、一番大切なんですよ。あの中項目には、自分の母親だったかな、車椅子で通ってたんだけど、今の整備では車椅子が通れない。危ないんだと。何とか安全に車椅子も一緒に通れるようにしてほしい。歩道、歩行者も自転車も、また車も、みんなが安全に通れるようにしてほしいというような要望があって、そのためにはどうしたらいいんだというようなことから、今のイチョウの植栽では整備ができないという判断の中か

ら、今回のこういうようなものが出てきたんだと。

だけど、これを住民の皆さんの中には、まだまだご理解を頂けない、いや、これは駄目だよというご意見も当然あるでしょう。だから、一生懸命皆さんに汗をかいていただいて、説明をする。分かっていたかのように、汗をかいて説明をするということだったんじゃないんですか。その一番大切なやっぱり地域の声、地域の声を基にそういうふうにしてきたんだということは、もっと大きな声で出していいんじゃないの。

確かにいろいろな問題はありますよ、それによって。いろんなことはある。あるけども、やっぱり千代田区は、その地域の、地域の人たちの要望をどのようにかなえていくのかということ、これはやはり大切なことなんだと思いますけども。ここは大切なところなので、部長、ちょっと答えてください。

○印出井環境まちづくり部長 桜井議長、ご指摘のとおりかなというふうに思っています。

284:

○桜井委員 委員。

285:

○印出井環境まちづくり部長 沿道整備協議会の中でも、先ほど各論の意見のご紹介を申し上げましたが、整備の方向性について、沿道まちづくりガイドラインとは違う形での道路整備を望むことについてというのは、沿道整備協議会の中ではほぼほぼ全会一致というような形で、ご意見としてまとめられたところがございます。その理由としては、個別に議長もご指摘いただきましたように、やはり神田警察通り、区間によって広いところ狭いところありますけれども、かなり、お年寄りや、歩くのに不自由、あるいは車椅子の方々にとっては課題が多いというような、そういった現実を日々感じていらっしゃる方の、協議会の委員の皆さんからの複数のご意見が寄せられ、それに対しての共感が広がった中で取りまとめられたところかなというふうに思っています。

286:

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、沿道の方々には、ご指摘のとおり様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、その皆様の理解を求めめるために、理解を頂くための努力がもし欠けていたと——まあ、欠けていたからこういう状況になってくるんだと思うんですけども、今後そういった工事に向けて、工事内容の説明については、我々、あるいは沿道整備協議会で出てきたこういった集約について、丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。それから、これまでのこういった合意形成なり周知に課題があったということなんだろうなというふうに思いますので、その辺りも含めて見直してまいりたいというふうに、ご指摘を踏まえて見直してまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員 そうですよ。今、最後に部長がおっしゃったように、説明、1人でも多くの方に分かっていただけのように努力をしなくちゃいけないんだということの考え方というのは、ぜひ、これからの中でも忘れないでやっていただきたい。区民の理解が得られるように丁寧に進めることと。

287:

そこで、今回この4月、5月の陳情審査から現在に至るまでの中で、十分なことができたのかどうかというところについてですけども、確かにこの頃というのは、大変な蔓延状態が続いていましたから、書面回しで皆さんに合意を頂くというところについては、それは恐らく、どこも恐らくされていたんじゃないかなというふうには思いますよ。思いますけども、やはりさっき大串副委員長がおっしゃったように、こういう陳情がやはり出てくる限りは、やはりこれでも、前回のときも一皮奥までご案内をしたとか、いろいろと努力されてきましたでしょ。そういうような気持ちで、やはり1人でも多くの方たちに分かるような、分かっていたかのような、そういう説明というのはしていかないといけない。やり過ぎなんていうことはないんだから、やらなくちゃいけないですよ、これは。幾ら、ここまでやりましたというような、そんな感じのものをちょっとさっき感じたけど、そんなことじゃ駄目なの。で、ホームページがまだ変わっていなかったなんていうような、そんなことでは困るんですよ。

で、この、今、II期目ですよ、これ。これはV期まであるんですけど。どこまで、最後はどこのところまでなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田駅の中央通りまでという、そこが神田警察通りの終点ということでございます。

288:

○桜井委員 当然これは、今、I期目をやって、II期目をやって、V期目までの中でのその一つの道路の一体感というのが当然求められてくる工事になってくるでしょうから、当然そこら辺のところも、全体像が分かるような、この道を歩くとこんなすばらしいよというようなことが分かるような、やっぱりそういう整備なり、そういう説明なりが求められてくるわけです。一回一回こういう形でやっていて、ひょっとしたら第III期目は全然違っちゃったと。こういうことのないように、きちっとやはり全部の整備がどういうふうになるのかということが、後で区民の方たちが、やっぱりやってよかったねと思えるような、そういう整備を区民の方にもしっかりと分かっていただく、お知らせするということが必要だと思うんです。そこら辺はどのようにお考えですか。 289:

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでの議論の中で、このI期はまた違う構造で整備がされたんですけども、（発言する者あり）II期以降につきましては一体的になるような、その辺の、協議会の中でも一定の方向性は出ております。今後それを皆様に、ほんと1人でも多くの方に分かってもらうために、どのような形でお示しすることができるか考えてまいりたいと存じます。 290:

○桜井委員 陳情についてはもうずっと続いている話ですから、ここまでにしますけども、今回、議案の中で、遮熱性舗装が、道路のね、遮熱性舗装をすることになっていますでしょ。これは何年ぐらいもつものなんでしょうか。 291:

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと、すみません、こちらに、今手元にはないんですけども、色が薄くなくても効果はあると。10年ぐらい効果はあるというところでございます。 292:

○桜井委員 前に千鳥ヶ淵の沿道のところを整備するとき、同じような質問を道路公園課長にしたら、10年と言っていました。今あそこを通ってみると、かなり剥けていますよね。道路、その塗装が剥けている。触ってみると、確かに温度差があることは分かるんですけど、剥けているところはやっぱりそれなりの温度ですよ。10年って、あれは1年しかたっていない。1年もたっていないよね。10年、大丈夫なんでしょうかね。まあ、そこは信じるしかないんですよ。ええ。そこは確認をしていただきたいと思っておりますけど、議案に絡むところなので、ちょっとそこら辺はもう一度確認をしておきます。 293:

○須貝基盤整備計画担当課長 工事が終わったところに関しては、その後の後追いの調査はしております。今後もそれを確認しながら整備を進めてまいりたいと存じます。 294:

○桜井委員 はい。 295:

○嶋崎委員長 はい。
ほかにありますか。 296:

○木村委員 千代田区の道路整備方針、苦労してつくった方針ですよ。この方針の地域への意見聴取というページ、5の2というところに、道路整備の進め方、地域への意見聴取という項目があります。そこでこう言っていますよ。歩道設置や拡幅などの実施に際しては、地域の方への影響が大きいことから、沿道に立地する区民の皆様や日常的に多くの方が出入りする施設の管理者などの理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要だと。沿道に立地する、まあ立地するという言い方もどうか分からない、要するに沿道の人たちの、住民や施設の管理者等の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要だと。この方針は変わりましたか。 297:

○須貝基盤整備計画担当課長 この道路整備方針は平成31年3月に策定いたしました。それ以降、方針は変わっておりません。 298:

○木村委員 要するに、沿道に立地する区民の皆様や日常的に多くの方が出入りする施設の管理者などの理解と協力を得ながら取り組んでいくと。じゃあ、なぜ沿道住民の方からこういう陳情書が出てくるんでしょうね。あの陳情者のお話を聞いたら、ほとんど沿道住民の方ですって。沿道住民が沿道でご商売されている人。じゃあ、この今回の道路整備方針は守らずに、沿道協議会の議論に基づいて進めてきたということですね。

299:

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通りの沿道整備協議会は、先ほども部長のほうから説明がありましたとおり、10年、設置されてから10年、18回にわたって協議をしてきたものでございます。この内容につきましては、決して守っていないということではなくて、そのために様々な方法で意見を聞いて、それで進めてきているというところでございます。

300:

○木村委員 その沿道協議会には、文字どおり沿道にお住まいの方って、どのくらい、何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

301:

○佐藤地域まちづくり課長 すみません。会社とビルをお持ちの方、あと直接住まわれているのが、1名は間違いなく住まわれている方ですけども、あと沿道に建物をお持ちの方が数名いらっしゃるというところで、すみません、具体的に何名というところまで、今、ちょっとデータを持っておりません。

302:

○印出井環境まちづくり部長 道路整備方針は皆さんお手元にはないかと思うんですけども、先ほど木村委員のご指摘があったような、沿道の関係者の理解を得る。そのため沿道整備協議会を設置する、と。合意形成を図る手法として沿道整備協議会を設置するというところでございます。そして、下のほうの図のほうで、沿道整備協議会の構成として、やはり沿道、地先の個々の多様な皆さんのご議論というようなことだけではなく、それも基本としながら、沿道まちづくりに関する、多角的、多面的、総合的なご意見を頂戴するというところで、沿道町会、地域団体、沿道施設という形で構成をしているところでございます。そういった委員会の意見を通じる中で、沿道の皆さんの理解を図っていきたいというふうに思っています。

303:

で、今回、ちょっとなかなか陳情者の分析ができていないんですけども、もしそういったところで乖離があるとすれば、先ほど来ご答弁申し上げているとおり、沿道整備協議会の在り方、運営と、地域沿道の実態と、その中に考え方の違いがあったと。それが、合意形成の参画とか周知とかというのに課題があれば、今後見直してまいりたいというふうに思っています。

○木村委員 沿道推進協議会が10年間ですね、10年間議論して進めてきたと。で、一定の考え方を示す。これは、別にこれでいいと思うんですよ。ただ、それを具体的に実践する上では、文字どおり沿道に住んでいる人たち、ご商売されている方の意見を反映させながら、その方向性を肉づけしていく。一致できる方向でまちづくりの方向性をまとめていくというのが行政の役割ですよ。明大通りの沿道協議会はそれでやったわけですよ。

304:

だから、まちづくりというのはゼロか100じゃないんですよ。みんなが納得できる内容をいかにまとめて上げていくのか。これが行政の仕事だと。これを明大通り沿道協議会はやったんですよ。神田警察通りでも、沿道の皆さんに4,700枚アンケートを配って、幅広く意見を聞いたと。その結果を踏まえて議論を深めたと。

これは、今日、区長もいらっしゃるというので昨日作ったんだけど、休みのときに出てきて。(発言する者あり)これは神田警察通りの整備に関する——ちょっとちっちゃくてごめんなさいね。(発言する者あり)読みながら言います。警察通りのアンケートですよ。神田警察通りの街路樹についてどう考えるか。683人の方がお答えになって、「今のままでいい」という方が196人ですよ。これ、ブルーの。それから、「植え替えを含め課題解決を」という方が322人。恐らくこれを行政は、区のほうは、植え替えを含めて課題解決という方が多いから、このとおり進めていこうと判断されたと思うんですよ。ところが、課題解決を含め、あ、「植え替えを含めて課題解決を」という320人の方に、「どういう街路樹の樹種がいいですか」と聞いているんですよ。そうすると、今度は47人の方が、「今と同じでいい」といって答えているわけです。それから、「新たな樹種に変えてほしい」という方、153人ですよ。

つまり、問8と問9を総合的に見ると、「今のままでいい」という方が圧倒的に多いんですよ。243人で、「新たな樹種」という方が153人。つまり、「植え替えを含め課題解決」という320人のうち、一定数は「今のままでいい」と。ただ、根上がりだとかそういう課題は解決してほしいという方が少なからず含まれていると、そういうことを示しているんですよ。

ですから、沿道の皆さんの意見を聞くということだったら、まず一番多かったのが、「今の樹種でいい」と、「今のままでいい」という声が多数になっているんですよ。それぞれの丸をつけた上で意見があるけれども、意見も拝見させていただいたけれども、やはり「今のままでいい」と、「今の樹種でいい」という方が少なからずいらっしゃいましたよ。

となると、これは、新たな樹種に植え替えありきで最初から結論が決まっています、委員会のほうから沿道のアンケートを取れと言われたものだからアンケートを取ったけれども、もうその前に、もう新たな樹種に植え替えるというのは既定の事実だったんじゃないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず木村委員のご指摘の、このアンケート結果をもって街路樹を更新する、と。それはそうではありません。このアンケート結果も基に、それと、これを基にまた協議会でもご意見を頂きましたし、これ、今までの長い間での議論、それから専門家のご意見、それから前から申していますとおり、道路整備に当たっては、そこに残してはできないということと、総合的に勘案して、それは決定したものでございます。

このアンケートのこともご指摘されているんですけども、この、先ほどの、「今のままでいい」というのは196名で、「植え替えを含め課題解決してほしい」というのが322名、その方の中の、「樹種は今のままでいい」というのが47名で、「新たな樹種」というのが153名。ですから、ちょっと計算の仕方がよく分からないんですけど。

○木村委員 だから、この196と47を足すわけです。そうすると、「今の樹種でいい」となるじゃん。

○須貝基盤整備計画担当課長 それでいきますと、322が「植え替えを含めて解決してほしい」と、（発言する者あり）「新たな樹種に変えてほしい」と。何かその、よく。足すのが……

○木村委員 何を言っているの。322人の内訳よ、こっちは。

○嶋崎委員長 ちょっと、ちょっと。ちょっと休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○嶋崎委員長 再開します。

じゃあ、答弁から入ります。どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの、ちょっと皆さん資料はないんですけど、問8で、322名が「植え替えを含めて課題解決をしてほしい」という結果です。その322名のうちのまた内訳で、どういう樹種がいいかというところで、「今のと同じ樹種がいい」というのが47名いるということで、木村委員がおっしゃるのは、そのままでいいというのが足す二百何十名いると、そうおっしゃれているんですが、我々はこの322名が、その、植え替えた場合の同じ樹種がいいか、あるいは新たな樹種がいいかと、そういうところで認識してございます。

○嶋崎委員長 木村委員。

○木村委員 これ、前回もやったのね。ただ、聞き方がちょっとなかなか難しいということがあって、「無回答」というのがやたら多かったんですよ。3分の1が無回答でしたから。3分の1以上が。まあ、聞き方も悪かったんでしょう。ただ、いずれにしても、今の樹種に好感を持っている方が沿道の中では比較的多

かったということは、このアンケートが示していると思うんです。

それからもう一つ、学識経験者の意見も聞いたと。これも委員会の集約の一つとして、ぜひ聞くようにということで4名の学識経験者から意見を聞かれたと。で、努力されたということは、これは認めます。

ちょっとこの間、資料を頂いて、ざっと拝見しました。それで、その意見の中で、専門家の方で、あ、これか。うん。低木は——ちょっとこれも、区長がいらっしゃるんで、用意していたんですけど、学識経験者の意見として、低木はタマリユウよりジャノヒゲやリュウノヒゲがよいと、こういう意見があったと。で、どういものなのかなと思って、私、ネットで調べただけけれども、タマリユウというのは草なんです。それで、ジャノヒゲ、リュウノヒゲは同じなんです。呼び方が違うだけ。皆さん専門家だから、低木はタマリユウよりジャノヒゲやリュウノヒゲがよいなんて、言うはずないですよ。(発言する者あり) 専門家ですから。タマリユウっていうのは、これ、ユリ科ジャノヒゲ属の多年草です。それからジャノヒゲと、これ、括弧してリュウノヒゲとあるから、地方によって呼び方が違うんでしょう。全く同じものなわけです。つまり、学識経験者から聞き取りをして、またご本人に確認するという作業を怠ったんじゃないでしょうか。(発言する者あり)

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後3時33分休憩

午後3時44分再開

314:

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

今、木村委員とのやり取りのところなんですけれども、執行機関のほうもテープもあるということなんですけれども、若干その言葉が、ちょっと今の活字でいくと、なかなかちょっと理解がしにくいところもあるんで、そここのところのちょっと整理を1回したいと思うんで、答弁から入ります。

どうぞ。

315:

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ございません。専門家の方と私たち聴取した職員、技術職員とコンサルの中では、お互いに同じ認識でいたんですけども、この文字にしたときに、この「低木は」というところで、本来なら「低木よりは」と。さらにタマリユウよりはジャノヒゲやリュウノヒゲがよいということでした。そこは、これについては、本当に大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

316:

○嶋崎委員長 いずれにしろ、ちょっと確認はしてね。確認しないと、ここで、言った、言わない、聞いた、聞かない、という話じゃなくて、きちっとテープもあると言っているんだから、確認はしてもらいたいというふうに、私のほうから、委員長のほうから申し送ります。

続けて。はい、木村委員。

317:

○木村委員 それで、この陳情書のほう、陳情者の方が、事業に入る前にその話を聞いてくれというお話が、陳情書の中で、直接意見を聞く場を設けてくれという陳情内容になっています。「整備をする事業者を決める前に、沿道住民や関心ある多くの人々の声を直接聞く場を設けてください」と。これは、事業者が決まっちゃえば、工事の内容の本当に理解、周知になっちゃうわけですよ。沿道住民の声を整備内容に反映するというふうにならないからね。ですから、事業者を決定する前に沿道住民や関心ある多くの人々の声を直接聞く場を設けてくれと。こういった方が沿道住民の方から寄せられています。これは、沿道住民の方、文字どおり沿道に住み、ご商売されている方の声を沿道整備に反映させていくというのは、これは今すぐにもやるべきじゃないでしょうかね。

318:

なぜかという、明大通りの沿道整備協議会では、皆さんが納得、合意できるような内容でしたから、アダプト制への前向きな発言が結構多かったんですよ。沿道に住んでいる皆さんが日常にお世話するんですよ。掃除したりしてくれるんですよ。その人たちがもっと私たちの声を聞いてくれということで陳情書を出されています。

となると、沿道にお住まいの方の意見を聞いて整備内容にできるだけ反映させていくというのは、これは今後の街路樹の維持管理、道路整備方針ではアダプト制まで見据えていると思うんですけども、そういう今

後の維持管理を含めても有効になるんじゃないでしょうか。これをやるんだからということで、何か強引に押しつけるみたいな形になっちゃって、果たしていいんだらうかと。皆さん方の声を反映したまちづくりにしたんだから、ぜひ皆さん今度一緒に維持管理にも協力してくださいというふうに、そういう言える関係をつくっていく必要があるんじゃないでしょうか。そういった意味でも、沿道の皆さんの話を聞く場というのは、これは、こう決まりましたからよろしく、じゃなくて、整備内容に反映させる、そういう立場からの意見を聞く場というのを設定したらどうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 木村委員からの、沿道整備への参画についてのお尋ねでございます。先ほど来申し上げておりますように、この神田警察通りの整備については、やはり1.4キロの延長の中で、神田エリアを東西に位置する区道として、まちづくりと一体となった道づくりの検討が必要だということで、10か年にわたり、まさに沿道の、先ほど申し上げましたとおり、道路整備方針、その当時はできていませんけれども、道路整備方針と同様の、沿道町会、沿道商店会の方々の議論の積み重ねの中で、道路整備の方向性がまとまってきたものでございます。

319:

それで、先ほど申し上げましたとおり、II期工事やIII期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られているところでございます。しかしながら、それをもうさらに地域にブレークダウンしたときに、具体の地先の方々の中でいろいろなお意見があるということについては、今回の陳情も含めて私たちも理解したところですが、そういった中で合意形成を進めていく上で、今回の沿道整備協議会での合意形成、それからアンケートや専門家の意見——専門家については様々ご指摘がありましたけれども、それをさらに沿道整備協議会にフィードバックし、それから区民代表である議会の陳情審査を通じた様々なご意見も賜った中で、今回、契約案件として上程させていただくところでございますので、その意思形成に何か大きな瑕疵があったとか問題があったとかということではないのかな。ただし、そういう人、方々の間の意思が、沿道整備協議会の方向性と、地先、地権者、関係者の方々との間にあるとすれば、今後まちづくりと道づくりを考えていく中で、その課題解決に向けて検討プラットフォームの在り方も含めて見直していかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○木村委員 今後その在り方について見直していくというのは、神田警察通りのIII期工事から見直していくということではなくて、ほかの道路の整備のときにはやっていくということですか。

320:

○印出井環境まちづくり部長 道路整備については、その道路の規模だったり、まちづくりとの関係性、再開発等の地域におけるまちづくりの機運とか、様々地域によって異なるのかなというふうに思っています。その地域特性に応じた、地域特性に応じた形での検討の在り方もあるのかなと思います。ただ、ベースとしては、参画協働や道路整備方針ということになってくるんだらうとおります。

321:

それから、明大通りの中でも、私、協議会の中で申し上げましたとおり、やはりこの20年間の中で、千代田区の人口が倍増したということは、少なくとも人口構成が大きく変わっているだろうと。コミュニティも大きく変わっているだろうと。そうしたときに、いわゆるこの間に増えた、いわゆる子育て層ですとか、あるいは単身者層ですとか、あるいは関係の事業者ですとかという形の中で、従来の沿道整備協議会の構成の中で課題解決ができないとすれば、今回のIII期工事以降における構成の在り方、それからほかの地域における道路整備の在り方についても、課題があるとすれば、その辺も含めて解決していかなきゃいけないだろうなというふうに思います。

○木村委員 ずっと代表質問から聞いているんだけど、なぜ沿道の住民の人たちが、話を聞いてくれと言っているのに、聞きますと言わないのが不思議ではないんです。既に沿道協議会で聞いていますと。沿道でアンケートをやりましたと。専門家の意見を聞きましたと、こればかりなんですよ。

322:

で、私もちょっと沿道の方、何人かお話を聞いたけれども、やはり自転車道を造るだとか拡幅工事があるよという話は聞いたけれども、街路樹についての話を聞いていないという方はたくさんいらっしゃいました。アンケートについても、答えたという方もいれば、アンケートをやったのを知らなかったという方もいらっしゃいましたよ。まあ、確かに戻ってきたのが4,700配って、八百幾つか。ですから、そういった方もいらっしゃったでしょう。時期もやっぱり年末でしたから、皆さん年末で忙しくてね、それどころじゃなかったということもあったのかもしれない。そういう経過もあるので、ここまで陳情者が言うには、本

当にほとんどが沿道の人たちだと言っているわけですよ。その人たちが私たちの意見を聞いてくれと言っているのに、ずっと、聞くと聞かないのよね。聞きたくないんですか。区長が絶対聞くなと言っているわけじゃないでしょう、区長が。だって、これまで聞いてきたと、やってきたと。アンケートもやったと。専門家の意見も聞いたと。なぜ、その、何百人、何千人という方の意見をこれから聞けと言っているわけじゃないわけですよ。沿道の人たち、しかも第II期工事のやり方をずっと続けるというわけでしょう。I期は違ったけれども、II期から。そうすると、このII期工事が始まる前に、どれだけ沿道の人たちの理解を得られるのか、納得、合意を得られるのかというのが大事になってくるわけです。III期、IV期、V期の沿道の住民に関しても、このまちづくりを押しつけることになるわけですよ。まさに、このII期工事が決まれば、非常に怖いことだと思うんですよ。ここで判断を出すというのは、議会から。このII期工事のやり方を、III期、IV期、V期と貫きますと。で、沿道の人たちから私たちの意見を聞いてくれという陳情書が出てくると。ところが、区は、じゃあ、陳情があったんで、沿道の人たちの声を聞きますと、まず、絶対言わないと。こういう中で、我々どういう判断をするのかね。非常に悩みますよ。なぜ、沿道の人たちの話を聞くと聞けないんですか。

○印出井環境まちづくり部長 実は、今般の陳情が出たときに、今後II期工事が具体的に迫っておりましたので、陳情者についての情報共有ということを我々としても検討させていただきましたが、それはやはりある種陳情者に対する圧力にもなりかねないということもありまして、そういったことについては見送った経緯があります。

323:

で、II期工事については、そういう意味で、非常にこう、比較的街区が大きいところで、事業者中心のエリアになっておりますので、確かに、その中に陳情者がいらっしゃったら、かなり特定な形での説明になるということなので、私たちとしては、それは控えさせていただきながら、ホームページ上の情報提供ということに努めてまいりました。

それから、ご指摘のとおり、III期以降については、もう少し街区構成も、神田駅に近づくに従って、街区構成も変わってまいりますし、それこそ生活感の強い地権者、事業者の方々もいらっしゃるのかなというふうに思います。これまで、アンケートを取ってきたところですけども、工事の遅れ等々もありまして、アンケートを取った時点から、また時間も経過しておりますので、先ほど来申し上げておりますとおり、今後の合意形成の在り方については、今、具体的に何をどういう構成でということとは申し上げませんが、検討のこのテーブルの在り方とか周知の在り方とかということについては、今回のご審議の様々なご指摘を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

324:

○木村委員 ちょっと確認でいいですか。

325:

○嶋崎委員長 木村委員。

326:

○木村委員 今、何ですか、そのIII期工事の在り方、整備の中で考えていくというふうに言われたんでしたかね。いわゆる沿道住民の方の声の反映の仕方等、ちょっと確認させてください。

327:

○印出井環境まちづくり部長 沿道整備協議会の中では、II期工事以降のおおむね駅に通じる今後の整備の方向性というものについては、一定程度取りまとまっているところでございます。それを具現化する中で、今回II期工事ということになるんですけども、III期工事に向けて、もう一段、III期以降の在り方についてご意見を賜るような機会をつくっていききたいなと。ただし、全体の中で、工事に遅れがないとか、これまで沿道整備協議会で10年にわたって頂いてきた様々なご要望を手戻りするような中身にならないような形の中で、どういった整備が必要なのかについて、その周知とか意見を聞くような手法について検討していききたいというふうに考えております。

328:

○木村委員 うーん。ちょっと、じゃあ、一ついいですか。

329:

○嶋崎委員長 木村委員。

330:

○木村委員 要するに沿道住民の声を聞くのかどうかなんです。周知とか徹底とかというんじゃなくて、整備に沿道住民の声を、整備に向けて沿道住民の声を聞くかどうかなんです。これ、協議会の町会長さんたちが反対するわけないでしょ。

331:

○印出井環境まちづくり部長 先ほど来申し上げておりますように、沿道整備協議会における合意形成のプロセスというような形で従前やっております。今後III期以降に向けては、そういったことを進めることについて、沿道整備協議会の委員の皆様も、それに対して、何かこう、反対するようなこともないかと思うんですけれども、これまでの合意形成と違ったプロセスで進めるということになりますので、確認も経ながら、今後III期以降の沿道の方々の意見を聞く手法、それから、テーブルの在り方、従前から女性が入っていないとかというご指摘もありますので、その辺も含めて、検討、研究させていただきたいと思います。

332:

○嶋崎委員長 いいですか。
小枝委員。

333:

○小枝委員 今までやり取りされてきたとおりだと思います。大串委員も木村委員もおっしゃられたとおりでと思うんですね。私も昨日、道を、用事もあって通りましたんですが、錦町って、本当に今、何ですか、サウナカフェみたいなのができたり、あのまちの、あの、何というか、中古のビルであるところを好んで、何というか、リノベーションしてオープンするというようなことが結構出てきていますよね。つまり、まあ、青山、表参道じゃないけど、あっちにいたけどこっちのほうがいいという人もやっぱり出てきているわけですよ。で、いろんな課題があって、解決したほうがいいというふうな思いと、このまちをもっと、住んでいた人、営業してきた人、大切に思う人たちの思いを、やっぱり併せて対話するという作業においては、千代田区は非常にうまくいっていないというのが現実。というのは、もう、過去、明大通りでも、I期工事をやってしまった後に住民からの声があり、結局あの小さくしてしまった植え柵は、専門家の先生方が入って、結局大きなものに取り替えることになりましたよね。そういう——それだってお金がかかるわけですよ。で、もっと初めから対話をしていく。陳情があって、協議する場ができて、それで初めて、何というんですか、パスじゃなくて立体的な模型。模型まで作ったんじゃないかなかったですかね、あれ、コンサルが。だから、みんな、ここをどこかすところだと、ここには七五三太公園があって、ここには桜があるよねとか、分かるような、これは、今のは神田警察だけど、ここは学士会館があってこうだよなという、道並みがこう分かるような協議の仕方を、せっかく町会長さんたちが集まっている中に、そういうものもつくってこなかったし、今日出されている資料もそうなんだけれども、単に線と色だけで、今、もう、シミュレーションで、動画で、ここの道を歩くとこんなふうに見えるというのができる時代なのに、そういう見えるプレゼンというのを全然していないんですよ。だから、空論ばかりになってしまって、みんなで本当は夢見る道づくりのはずなのに、みんなで夢が見られない。多分区長だって、絵を見ていないですよ。見る素材が、だって、私たちが見ているこれがほぼ全てだから。そういう中で住民の人たちによくなるんだと言っても、単に、やっぱり切られる話になって、頑張ってる営業している人、住んでいる人は、多分絶望に。好きで移ってきた人は、もう、やっぱりここは駄目かねというふうになってしまったら、もう終わりなんです。

334:

だから、言わんとするところは、これだけ3億7,000万のお金を入れて、V期のうちのI、II期ですよ。I期も反対があって、木を絶対に残せないと言ったのに、残った。みんなよくなった。車も突進してこなくて、木があるとやっぱり安心だねというふうになっているわけですよ。そういうことを、II期工事の、今、この工事案件の中で議論することはいつもしんどいと思うんだけど、しんどいけれども、これを賛否で分けてしまうのか、それともちゃんと説明のプレゼンのツールをつくって、こういう、神田駅に向かって、こんなふうな道にしていきましょうよと、そういうふうな対話を、やっぱり分断じゃなくて対話をしていこうという姿勢にここで切り替わらないと、本当にもう変わらないなと思ってしまうんですよ。これじゃあ、これだけ会議を重ねてきて、もうお疲れと思うし、コロナだし、元気も出ないし。だけど、ここは一踏ん張り、やっぱりもうこれで目をつぶってやっちゃえじゃなくて、人がこれだけ寄ってきている、建物もこれだけここに移ってきているんだから、やっぱり見えるシミュレーションツール、あるいは立体模型

を作る中で、V期、神田駅までどんな道になるのか、どういうふうにしていきたいね、課題があるね、解決していこうという話を、やっぱりここでやるのが筋だと思うんです。III期からじゃないと思うんですよ。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、神田警察通り沿道整備協議会の委員の名簿を見ております。各委員の名前を申し上げるということはいませんが、やはりこの、それぞれの町会の関係者の方、具体的に地域で様々な活動をされている、防災とかまちづくりとか福祉とかですね、そういう意味で、こういった皆様のご意見を積み上げて、我々としては数次にわたる対話を続けて、今回の案としてお出ししているのかなというふうに思っています。それを全く無視するということは、私としてはできません。

335:

ただ、おっしゃるとおり、そういった地域のことを古くからよく知る、それぞれ、これ、見ると、ほとんど、こう、かつて神田祭の木頭をやったような面々ですから、地域のことをよく知る人たちのそういうご議論と、ご指摘のとおり、それ以外の沿道の方々との思いの乖離があるとすれば、それをできるだけ、おっしゃるとおり、対立にならないような形で進めていきたいと、検討を進めていきたいというふうに思います。

そういった中で、対話の手法とか、ツールですとか検討のスタイルですとか、やはりこう、明大通りにおける一つの事例を参考にしながら今後進めていきたいというふうに思っていますけれども、このII期工事については、これまでの積上げの中で整理をしてきたところでございます。評価はありますけれども、アンケート等、有識者の意見を聞いた中で、それをさらに沿道整備協議会でフィードバックしたということなので、これについては、基本的には進めさせていただきたいと。ただ、今後、工事の内容であったり、III期工事以降に向けた、様々な先ほど来ご答弁を申し上げているような取組については、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

336:

○小枝委員 はい。

337:

○嶋崎委員長 はい。
岩田委員。

338:

○岩田委員 多分大串委員も木村委員も小枝委員も、先ほどからもう熱くおっしゃっていますけれども、まずアンケートの話ですよ。毎回毎回陳情が出て、で、区の説明を聞くと、いや、やっています、と。100メートルぐらいの幅ですと沿道をやっていますとか、まちの人たちの話を聞いていますと言うけれども、そのたびにこういうのが出るということは、結局は聞いていないんですよ。それは、我々が例えばね、ちょっと、例えが違ってもかもしれないけど、選挙のときに車で回りました。でもって、わあわあがなり立てていました。相手はマンションの10階ぐらいにいます。お宅の前を回りましたよ。いや、全然聞いていませんよ。いやいや回りましたよと、相手に届かなきゃ、全然意味がないじゃないですか、そんなのは。ということですよ。(発言する者あり)

339:

でもね、これ、別に工事がどうのこうの、駄目と言っているわけじゃない。セミフラット、いいじゃないですか。視覚障害の方に対するこういうのもいいじゃないですか。でもね、例えば、ガイドラインで、景観とか環境に配慮とか、地球温暖化の云々とか言ってね、この、さっきので言っていたのに、この大径木を百何十本切る。申し訳ない、ちょっと言葉は悪いけど、ちゃんちゃらおかしいですよ。どこを見ているんだと。区長の本気度を、僕は本当に見たいんですよ。これは、僕、本会議場でも言いましたけど、そういうとこなんです、区長の本気度というのは。

で、その大径木だって、何年、何十年かかるんですか、今みたいなそういう、立派なイチヨウの木になるには、で、それが、例えば台風だとかで、安心・安全が云々とか根上がりかと言うんだったら、それは植樹枡が小さいからじゃないですか。植樹枡をそんなに小さくしないで、車道にでもちゃんと根を張らせるようにすれば、立派な、災害に強い木ができますよ。なぜやらないかといったら、それは恐らく何年後、何十年後に伐採を前提としているからということになるんじゃないですかという話ですね。で、そういう木を

切っちゃって、それで、何、遮熱舗装だなんていったって、焼け石に水なんですよ。

あとは、もう全部まとめて言いますが、にぎわいの話も……

○嶋崎委員長 質問してよ、質問を。質疑なんだよ。質疑してよ。

340:

○岩田委員 はい、はい。

341:

で、にぎわいの話もね、桜でにぎわいみたいなような話も何かあったようですが、じゃあ、桜じゃないと駄目なんですかという話ですよ。で、イチヨウはね、イチヨウじゃ駄目なのと。例えば、青山の外苑前のところなんか見てくださいよ。あのイチヨウ並木だって、毎週土曜日なんて、もうたくさんの方がいますよ。車を停めて、喫茶店で、カフェでお茶を飲んでとか。ああいうところだって、お客さんを呼べるんですよ、にぎわいはあるんですよ。そういうのをちょっと考えてやらないと、駄目じゃないですかね。桜だって、何、イチヨウは何か臭いとか言うけども、桜だって花びらは落ちるし、虫は多いし、大変なんです。だから、そういうのもちゃんと考えてやっていただきたい。

まずは、その地元の方たちの話を聞いてください、この陳情書にあるように。それはお願いします。

○嶋崎委員長 さっきの答弁と違うんじゃない。

342:

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 桜にしたいと。したいというか、桜の方向で整備するというのをまとめたのは、我々ではございません。警察通り沿道推進協議会ですので、今の岩田委員のご指摘、桜じゃ駄目なんです、イチヨウでどうですかということについては、今後、沿道整備協議会のほうにそういったご意見があったということはお伝えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この10年の積み重ねの中で、にぎわいの創出、どうしても、こう、千代田区というと、千代田区の観光というと、千鳥ヶ淵とかそういった、桜の季節における、皇居周辺がフィーチャーされる中で、神田駅から神保町への回遊軸をどう取るかというようなところについてのご議論もあった上で、そういうご提案なのかなというふうに思っているところです。最終的にそういった形でにぎわいと桜ということについての選択の議論があったのは、我々ではなくて、我々としては幾つかの選択肢を出しましたが、沿道整備協議会ですので、そういったことを踏まえたとご指摘だということで今日は承って、今後の検討に向けた形で沿道整備協議会のほうにフィードバックしていきたいというふうに思います。

343:

○嶋崎委員長 岩田委員。

344:

○岩田委員 今、今まで10年、こういう、積み上げてきたとおっしゃいますが、これも、僕、本会議で言いましたけども、今までずっとやってきたから、だからそのまま進むんじゃないで、もう時代は変わっているんだと。そういうのを考えて、もう、臨機応変にやらないと駄目なんじゃないんですかという話です。今まで10年積み上げてきたから、だからゴージャクじゃなくて、もう時代は変わっているんだから、じゃあそこで止まるのか、引くのか、どうするのか、ちゃんと考えないと駄目なんじゃないんですかと言っているんです。

345:

○印出井環境まちづくり部長 ご指摘は承りました。ある種、応変に扱ってきたので、先ほど大串委員から厳しいご指摘を受けましたけども、イチヨウではなくて桜になっていると。沿道整備ガイドラインのときにはイチヨウということもありましたけれども、様々、それはイチヨウの、当然、十分な歩道幅員とかを取れるような、横浜の日本大通りみたいなところであれば、ご指摘のような整備もできるのかなと思うんですけども、なかなか神田警察通りのこれまでの道路事情から含めると、そういったご意見もございませんでした。ですので、ある意味、沿道整備協議会のガイドラインを見直すなど、その、地域の中では臨機応変な議論が積み重ねられてきたのかなというふうに思っています。ただ、ただし、先ほど来ご答弁申し上げている、今後、III期以降に当たって、今回様々な、今回の委員会からご指摘を頂いたので、多角的な意見について耳を傾けるということについては、その手法も含めて検討してまいりたいと思います。

346:

○嶋崎委員長 小枝委員。

347:

○小枝委員 ただいまの、すみません、関連させていただきますが、桜を加えていくということは、日本人は桜が好きですから、誰もがやっぱり反対しないと思うんです。だけれども、それは加えることであって、今あるものを切り取っていくということではないんだろうというか、それがだから、みんなで対応することによって、桜ゾーンを造っていくというんでは、桜通りだってあるし、桜はやっぱり、入れていくということはいいと思うんですね。ただ、それだけとんとんと冷たく入れちゃうと、結局スルガダイニオイのあるような駿河台通りだって、別にそこににぎわいができているわけではない。やっぱり、これから、店がこう、道路を使って営業するようになるわけですよ。そうすると、やっぱり木陰のカフェとか、木陰の、木と木の間の座る場所とかいうのは、すごくやっぱりウォーカブル、心地よさを演出するということからすると、3億7,000万入れる心意気があるのであれば、やっぱりその土木工事を、もっとみんなが同じ、悲しい思いじゃなくて、プラスの希望を持てるものにさせるために対話が必須だろうということを申し上げたいんですね。

348:

で、この都度都度の委員会の中でうまいサジェスションができていないかもしれないんですけども、決して邪魔をする話ではなくて、いい形に、希望を持ってやっていくためのやっぱりエネルギーについては、あとお金の使い方については、何というか、出し惜しみをしてはならないだろうと。で、区長にとっては初めての道路議案になるわけですから、それが、やっぱり、責任はひとえにトップにありますので、そのところは、やっぱり区長も希望を持てる絵でなきゃいけない。で、それを区民と共に希望が語れるものでなければいけない。そして、命を大切にすることでなければいけない。この区役所の前は都道だから手が出ませんと言われたけれども、車を停めた木は、駄目だよと言われたけれども、まだ生きられるという街路樹判定もありました。だから、やっぱり子どもたちへの教育という点でも、マイナス、切っていくじゃなくて増やしていく。そのために、ここ、広場もどンドン造って、博報堂も残して、ゾーンも造って、そういうふうには歴史の文脈を残している芸術文化ゾーンで、行政も頑張ってやってきているわけだから、ここでつまずいてほしくないし、つまずいたら、私たちまたコロナ対策じゃなくて、住民運動の旗振りになっちゃうのでね……

○嶋崎委員長 いや、そんなことは聞いていないんで、とにかく質疑してくださいよ。

349:

○小枝委員 トップがそういうふうにやっていただけませんかということなんですよ。ぜひ、エネルギーの出し方として、桜を、リセット桜にするんじゃなくて、桜をプラスするということです。分かりますか。

350:

それと、さっきから言っているように、絵をつくる。絵をつくって、ちゃんとみんなに見せる。そして対話をして変えていく。そして工事というふうにしないと、もう押しつけになっちゃうから。よろしくお願いします。

○嶋崎委員長 ちゃんと答えてくれよ。よろしくお願いしますだって、困ることだって、あるんだろう。ちゃんと答えてくれよ。

351:

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

352:

○嶋崎委員長 はい。どうぞ。

353:

○小枝委員 どうして、委員長がそういうことを言うんですか。

354:

○嶋崎委員長 何で。だって、いろんな意見があるんだよ。一方で、ね、どんどん進めてくださいという意見だってあるわけだから。それを、俺は両方聞いているわけだから、どうなんだというふうにおかしくないじゃん、全然。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）何がおかしいんだよ。

355:

○小枝委員 だから、私は両方が対話してくださいと言っているんです。 356:

○嶋崎委員長 だから、俺は最後にまとめようと思っているけど、一方的に住民運動みたいな話をするからおかしいでしょと、俺は言っているんだよ。ちゃんと両方の意見があるんだよ。 357:

○小枝委員 これまでずっとそうだったから、言っているんですよ。 358:

○嶋崎委員長 そんなことないよ。それなりに、執行機関だって、ね、知恵を出してやっているんだから。そこはちゃんと分かっていないと、受け止めるところは受け止める、言うべきところは言うという、めり張りがあってやらなきゃ、委員会だからしょうがないだろうよ。そういう、俺は仕切りをしているんだよ。答弁から。どうぞ。 359:

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のご意見の、桜と今あるのを、イチヨウを混ぜてというそのご意見ですけれども、それは、まさにずっとお話しているとおおり、今ある街路樹、イチヨウは、一緒に、その場所にはいられないというところでご理解いただきたいと思います。 360:

あと、パース等につきましては、ご指摘のとおり、今、実際に、神田駅までのパースというものがございません。ですので、その辺は皆さんが夢を持てるようなパースをこれから作ってまいりたいと存じます。

あと、何か……

○嶋崎委員長 いいですか。 361:

ちょっとこの先の判断に行く前に、私のほうからちょっと執行機関に対して物を申したいんですけれども、こうして何遍も何遍も、やっぱり陳情が出るというのは、これはやっぱりね、いかがなものかと思うよ。せっかく前回ね、桜井委員長がきちっと整理をされて、それで委員会も一致をして、ちゃんと申し送りをしたにもかかわらず、かわらず、こうやってまた出てくるわけだから。

ただ、一方で、正式な場所は協議会だよ。そうだよ。で、そこの協議会の皆さんの意見というのは、これは大事なことだよ。じゃなけりゃ、前へ進まないんだから。これ、一軒一軒、いかがでございますかって、そんなことはできないわけだから。そこは、もうちょっと、さっき小枝さんが言ったように、対話、やっぱりそうやって町会長さんとか、さっき印出井部長が言ったように、昔から、神田っ子の粋筋で、ずっと神田が好きで、ここのまちに生まれ育った人ばかりだと思うよ、多分、その協議会の人たちは。だったら、その神田っ子の心意気を見せてくださいよ。ね。そういう対話をしながら、地域の意見をその人たちが聞いて、そこで協議会でいろんな議論をしてもらおうということは大事なんじゃないの。じゃなけりゃ、一軒一軒、いかがでございますかってことはできないんだから、だったら協議会は要らないよ。そうでしょう。だから、そういうことをきちっと、執行機関としてはさ。恥ずかしい話だよ。何遍も何遍もこうやって出されるのは、俺だって、やっぱり嫌だよ。まだやっていないのかって。だから、そこら辺は、今日はよーく、いろんなご意見が出たんだから、それは一方の意見だけじゃないんだよ。当然、早くやってくれ、大丈夫だよ、任せておけと言う人だっているわけだから。両論あるんだから、そこはバランスよくやるのが、私、執行機関の仕事だと思うよ。そこら辺は皆さんにちゃんと約束してくださいよ、委員の皆さんに。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 はい。環境まちづくり部長です。 362:

今、委員長からのご指摘でございます。先ほど私もお答弁申し上げましたが、道路・公園整備、さらにはまちづくりの合意形成の中で、これまで進めてきた合意形成の手法にとどまらず、それを核としながら、どうやって幅広く多様な意見を聞いていくか。具体的には東郷公園の整備等もあったのだろうなというふうに思います。そういった事例も踏まえながら、我々としては、今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。

363:

それと、さっき小枝さんが言っていたのかな、グランドデザインみたいな、最終的な、こんなふうになりますよというのをさ、見せてくださいよ。そうすると、またいろんな議論が深まるかもしれない。ここだ、ここだと、断片的に見せられているから、せつかく社会実験をして、ね、自転車の社会実験をして、いろいろと今まで積み上げてきたんだから。で、まちづくりをしていくんだという面ではさ、そこはちゃんと見せてくださいよ

○印出井環境まちづくり部長 今の委員長からのご指摘でございます。神田警察通り、私も樋口区長就任して以来、やはり千代田区全域でウォークアブルなまちづくりを進める上での非常に象徴的な道路だろうというふうに思っています。ですので、今後、今、今回のご審議で頂いた参画手法の見直しと併せて、やはり沿道整備まちづくりのガイドラインから道路整備、それから周辺でもまちづくりの機運が盛り上がっているところがございますので、そういったところも含めて、将来像をご提示できるように、いわゆる道路、土木部隊と都市づくり部隊が連携しながら、こういった形でお見せできるのかは検討してまいりたいというふうに思います。

364:

○嶋崎委員長 はい。私は終わります。

365:

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

366:

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず、議案から確認していきたいと思いますけれども、議案に対する討論はいかがいたしますか。

367:

では、木村委員、どうぞ。

○木村委員 沿道整備に当たり、沿道に住む住民の意見を酌み取る努力が不十分と言わなければなりません。今後のアダプト制を見据えると、この状況でとても請け負う契約に入る前提が熟しているとは言えません。また、気候変動が深刻化しているときです。これは江戸川区で造園職として緑化事業に推進されてきた元職員の方の言葉で、こういったことをおっしゃっていました。「重要なのは、人の命を守りつつ、いかに緑を育てるかという姿勢であり、そのためには行政が努力すべきだ」と。こういう言葉でありました。

368:

まちづくりはゼロか100ではありません。みんなが参加し、みんなが喜べる、そういうまちづくりを追求していただくことを行政に強く求め、本議案には反対します。

○嶋崎委員長 はい。

369:

ほかに。大坂委員。

○大坂委員 議案第44号について賛成の立場から、意見発表をいたします。

370:

神田警察通りについては、神田警察通り沿道整備推進協議会において、10年余の長きにわたって幅広い見地から検討し、議論が積み上げられ、整備案がまとめられたものであり、その決定は十分に重視しなければならないものであります。

本整備工事については、車から人中心の道づくりを目指し、自転車走行空間を整備するだけでなく、歩道拡幅やセミフラット化など、バリアフリー化をはじめとして、安全・安心な整備を目的とし、当該地域の課題解決と魅力の創出に寄与するものと認識しています。

今後も引き続き事業の必要性や効果などについて丁寧に説明をし、理解を得られるよう努力することを求め、本議案に賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。
ほかに。小枝委員。

371:

○小枝委員 今日のこの議案については、賛成できません。一つは、やはり、街路樹というものが、人の命を守ったり、いろいろな落下物やヒートアイランドを和らげたりという様々な機能があることを知っている住民たちもあり、今、コロナの中で住み続けることが困難な中で、もう少し、今までの住民や新しいこの錦町好き、神田好きの、好んで来てくださっている住民たちが共にこのまちをよくしようというふうに思える合意点の中で、道路工事、土木工事、そして街路樹の整備を行っていくというのが、明日に向かうまちづくりのエネルギーになると思うので、大塚町会長の皆さんたちのご苦労には申し訳ありませんが、この点については、もう一声、対話のエネルギーを出していただきたい。それについては行政の皆さんにもやっていただきたい。で、それは、やった中で出されてくる契約議案でなければならないということから、私はこの議案には賛成をいたしません。反対いたします。

372:

○嶋崎委員長 はい。
ほかに。副委員長。

373:

○大串副委員長 極めてこの議案については、賛成することは非常に厳しい。僕は意見を述べたとおりですよ。だけでも、賛成せざるを、するとすればですね、条件がある。

374:

自転車道整備のこの契約については賛成するとしても、樹木についてはぜひ考えていただきたい。もう、この契約をしたら、もうそれで決まりですよというのではなくて、何とかこのイチヨウの、そのII期工事区間のイチヨウを残しながら、このII期工事区間の整備、自転車道を造る整備をできないものか。僕は諦めていない。

これは、千葉大学名誉教授の藤井英二郎先生が述べています。「現在、歩道の拡幅、段差解消や自転車レーンの設置が進められています。自動車中心の道路から、歩行者が安心して通行できる道路への変化は歓迎ですが、既存の街路樹を生かすように設計されない事例が多く見られます。樹木を残すことで幅員が一定にならなくても、通行する人が注意し、譲り合い、コミュニケーションが生まれて、心豊かな空間となります。歩道や自転車レーンだけを見て、基準どおりに設計するのではなく、街路樹も人の生活も考えながら総合的に計画、設計しなければ、真に豊かな都市にはなりません」。こう述べております。全く同感ですよ。ぜひ、千代田区としては、こういう姿勢を持ちながら、II期工事に降の工事をしっかりと、またやってもらいたいと、そういうふうに要望し、やむを得ずですけども、賛成いたします。

○嶋崎委員長 はい。
ほかにありますか。

375:

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

376:

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、討論を終了いたします。

377:

採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第44号、神田警察通りII期自転車通行環境整備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大塚委員、永田委員、小林たかや委員、桜井議長、大串副委員長が賛成です。よって、賛成多数によりまして、議案44号は可決すべきものと決定をいたしました。

378:

続いて、陳情の確認なんですけれども、取扱いをどうしましょうか。今の議案とも関わりますから、いろんなご意見が、私はちょっと、皆さんの今までのご議論を聞いている限りでは、やはり先般の前桜井委員長

がおまとめを頂いたあそこのところの、まあ、これ、計画になっていますけれども、これは計画でなくなりますから、そこの文言を整理して、やはり執行機関には引き続ききちっと地域に入って、丁寧にも丁寧に話を聞いて、そしてこれからのIII期に向けてですね、もちろんII期もいろいろとご意見もあるでしょうから、そこも含めてやっていただくと。そして、陳情者には、今日の議事録を添えてお返しをするというところで、私から扱いを言うのはおかしいんですけども、先般の桜井委員長のおまとめが、非常に皆さん共通をしていだろうということでもとまったんで、いかがかと思うんですけども、ご意見があればと思いますけれども。(発言する者あり) よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) はい。文言については、もちろん調整しますけど。

木村委員。

○木村委員 今日丁寧に対応していくということなので、それについてはそのとおりだと思うんです。ただ、今回、いわゆる沿道住民の意見聴取という点で、その協議会の議論というのは、これは当然、ずっと10年ぐらやってきたことなので、そのところを大事にするというのは当然だと思うんですよ。ただ、沿道住民の方の意見をいかに反映させていくのか、取り入れていくのか、どうやって聞いていくのかという、それについては、今後検討していくという、そういう答弁があったので、文言はともかくとして、それもちょっと若干簡略、簡単に触れていただけるといいかなと。そのお返しする中で、と思うんですけど。

379:

○嶋崎委員長 じゃあ、どうしましょう。

ほかにありますか、何か。

ちょっと休憩します。

午後4時30分休憩

午後4時36分再開

380:

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

陳情の取扱いでございますけれども、様々なご意見を議会としても頂いておりますし、前回は執行機関に対しては、地域に入って丁寧に対応するようということで、委員会としてまとめました。しかしながら、また沿道住民の方からの陳情も出たと、今回出たということなんで、ちょっとここところは、前回のまとめをベースにして、正副のほうで少し言葉を整理させていただいて、委員会として陳情者にお返しするというので、今日のところは、ちょっと文言は預らせていただいて、後日調整をさせていただいて、お示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、当然議事録もつけてということになるかと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

381:

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、陳情審査まで、議案も含めて終了いたしましたので、ここで区長がご退席になりますから、暫時休憩いたします。

〔区長退室〕

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

382:

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

3番目の報告事項に入ります。政策経営部、「総合行政システム」リブレース方針について、報告をお願いします。

383:

○加茂IT推進課長 委員長、IT推進課長。

384:

○嶋崎委員長 はい。あの、凝縮して、しゃべってね。

385:

千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準（平成21年5月29日21千政総職発第177号）

最終改正:令和2年10月16日2千政総務発第202号

改正内容:令和2年10月16日2千政総務発第202号

○千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準

平成21年5月29日21千政総職発第177号

改正

令和2年10月16日2千政総務発第202号

千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民に対しその審議状況を明らかにするとともに、公正透明で民主的な区政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置されたものをいう。

2 この基準において「懇談会等」とは、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、区規則、要綱等に基づき設置されたもの（区職員のみを構成員とし、専ら執行機関内部の意思形成過程に携わるもの及び区内部又は区と関係機関等との事務連絡を主目的とする会合を除く。）をいう。

3 この基準において「附属機関等」とは、附属機関及び懇談会等をいう。

（附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 設置目的及び審議事項が、他の附属機関と重複しないものであること。
- (3) 臨時的な附属機関については、設置期限を明示すること。
- (4) 会議の開催方法（オンライン会議の有無等）について、あらかじめ検討を加え、必要に応じて条例又は区規則で規定すること。

（懇談会等の設置）

第4条 懇談会等の設置は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 設置、運営等に係る定めは、区規則、要綱等で規定することとし、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
- (2) 設置目的及び協議事項が、附属機関又は他の懇談会等と重複しないものであること。
- (3) 会議の開催方法（オンライン会議、書面会議の有無等）及び当該開催方法における謝礼の支払方法について、あらかじめ検討を加え、必要に応じて区規則、要綱等で規定すること。

（委員等の選任）

第5条 附属機関等の委員又は構成員（以下「委員等」という。）は、法令等の定めのあるものを除き、その設置の目的に応じて、区民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 広く区民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。
- (2) 委員等の男女の構成比率は、一方が委員等の定数の40パーセント未満にならないよう努めること。
- (3) 委員等は、原則として連続5任期を超えて在任しないものとする。
- (4) 同一人に複数の委員等の職が集中しないようにすること。

（附属機関等の見直し）

第6条 附属機関等の運営に当たっては、不断に活動実態を検証し、次のいずれかに該当する附属機関等（法令等により設置義務があるものを除く。）は、廃止又は統合するなどの見直しを図るものとする。

- (1) 活動が不活発なもの
- (2) 所期の目的が達成されたもの
- (3) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政の簡素化及び効率化の見地から廃止し、又は統合することが適当なもの

（会議の公開の基準）

第7条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議が千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第7条第1項各号に規定する非公開情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。）を含む内容について審議等を行う場合
- (3) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(会議の公開・非公開の決定)

第8条 附属機関等の会議を公開するかどうかは、前条に定める会議の公開の基準に基づき、当該附属機関等がその会議において決定する。

2 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第9条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対してこれを認めることにより行うものとする。

2 会議(オンライン会議を除く。)の傍聴を認める場合には、あらかじめ傍聴人の定員を定め、傍聴席として所定の場所を設けるものとする。

3 傍聴する上での注意事項その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等の長が定めるものとする。

4 当該附属機関等の長は、傍聴人が注意事項を遵守せず会議の進行上支障があると認めるときは傍聴を中止することができる。

(会議開催予定の公表)

第10条 附属機関等の所管課等は、会議開催に当たっては、公開・非公開の別及び会議の開催方法にかかわらず原則として会議開催の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した内容を区ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等事前公表が困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所。ただし、会議の開催方法がオンライン会議又は書面会議の場合は、その旨

(4) 議題

(5) 会議の公開又は非公開の別(その別が未確定であるときは、非公開になることもあること。)

(6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

(7) 傍聴人の定員。ただし、会議の開催方法がオンライン会議の場合は、定員を定めたときに限る。

(8) 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合の処置。ただし、会議の開催方法がオンライン会議の場合は、定員を定めたときに限る。

(9) その他必要な事項

(適用除外)

第11条 第7条から第9条までの規定及び前条第5号から第8号までの規定は、書面会議により会議を開催する場合には、適用しない。

(会議録の作成)

第12条 附属機関等の所管課等は、会議の公開・非公開の別及び会議の開催方法にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成に当たっては、逐語記録又は要点記録により調製する。

3 会議録の作成に当たっては、附属機関等又はその長の確認を得るとともに、次条第1項ただし書の非公開情報の有無及びそれが有る場合の非公開理由について、あらかじめ意見を聴くものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議で使用した資料(以下「会議録等」という。)は、公開するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においても千代田区情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。

2 前項の規定により会議録を公開する場合は、前条第3項の規定により聴取した意見を尊重して行うものとする。

3 会議録等の公開は、区ホームページ又は区政情報コーナー若しくは所管課等の窓口での閲覧により行うものとする。

4 会議の録音データ等の電磁的記録については、その視聴を希望する者に対し、通常の執務時間の範囲内で相当な方法により公開する。ただし、非公開の内容を含むものについては、この限りでない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第14条 会議及び会議録等の公開について法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他の会議の公開)

第15条 第2条第2項かつこ書きにより除外されている会議は、その設置根拠たる条例、区規則、要綱等の趣旨目的に反しない限り、会議の公開に努め、また、千代田区情報公開条例の規定に従って会議録等を公開するものとする。

神田警察通り沿道整備推進協議会設立準備会
第1回神田警察通り沿道整備推進協議会 議事要旨

■日 時：平成23年9月14日（水）14：00～15：15

■会 場：千代田区役所4階 研修室A・B

■出席者：

〔委員〕

●●会長・●●副会長

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

山口委員（まちづくり推進部長）

小山委員（道路公園課長）・坂田委員（景観・都市計画課長）

濱本委員（まちづくり推進部副参事）

〔委員代理〕

●●氏（●●委員代理）

〔オブザーバー〕

警視庁神田警察署 高梨交通課長

〔事務局〕

神田地域まちづくり課・UR都市機構

神田警察通り沿道整備推進協議会設立準備会

1. 開会

2. 議事

（1）神田警察通り推進協議会について

資料1について事務局より説明

【事務局】

- 平成22年3月から今年の6月にかけて開催した検討委員会では、神田警察通りの周辺地域の活性化に向け、神田を取り巻く課題を整理するとともに、神田警察通りを車中心から人中心の道として整備し神田の東西を貫く軸とすること。また、まちの活性化に向けて沿道の道路ごとに特色のあるまちを造っていく、こういったまちの将来像を実現するための取組みをポイントとした整備構想をまとめてきた。今後、こうした構想を実現していくために、区として神田警察通りを地域活性化のための起爆剤の一つと捉え、整備の具体化に向けた検討を協議会の中での議論を踏まえ行っていきたい。また、地域の賑わい創出の

ためには、沿道についても、賑わい組織を推進し、沿道の賑わい創出に向けた地域運営の取組みなどソフト面につきましても今後検討していく必要がある。こうした具体的な取組みを検討し推進していくための体制として、推進協議会を立ち上げ、道路整備や沿道整備の方向性、さらにはエリアマネジメント等具体的な内容について協議していく旨、ご承認いただいた。

(2) 神田警察通り沿道まちづくり整備構想について

資料2-1について事務局より説明

(3) 協議会の設置及び会長、副会長の選出について

資料3-1について事務局より説明

※異議なし

会長、副会長の選任

●会長：●●委員を選出

●副会長：会長の指名により●●委員を選出

【会長】

- 神田警察通り沿道まちづくり検討委員会では神田警察通りの将来ビジョンを議論してきたが、あの方向で神田警察通りまちづくり沿道整備区域を整備していこうという、かなり実際的には話に入っていくため、皆さんのご協力を得て期待される方向に進められるようにと思っている。
- 神田警察通りそのものをどうしようというプロジェクトではなく、北は秋葉原、御茶ノ水、駿河台、南は大丸有、南西は皇居ということで、周りは現在繁栄している区域の中で我々がこれからまちづくりを議論していこうとしている部分はちょうどその谷間のような形で落ち込んだ区域になっている。ここに警察通りというユニークな区道があり、これを使ってまちづくりをやっていこうということ。私の理解では道路を改造しようということではなくて、この道路を新しい機能の歩行者主体の道路にすることと併せて、周辺街区を一体に捉えて、地域の再生や振興など様々なニーズを取り込んでいくこと。それで昨年度一つのまちづくりの目標を作り、この目標を達成していくために、沿道の地元の方や事業者、ここに新たな投資を考えている企業、そういった様々な主体が一体的に整備をしていく。道路の整備は行政の仕事だが、行政はただ歩行者空間を作って終わりではなく、併せて警察通り全体のまちづくりを支援していく。皆さんだけでまちづくりをやるのではなく、それを行政が道路空間の改造を含めて皆さんを支援しながらやっていこうということ。
- ものをつくって終わりということになるとまちとしてはその先の保障がないので、あわ

せて、これだけ広大な新しいタイプの歩行者空間ができて、そこで色々なイベントとか人を引き込んでいくソフト面が非常に重要。そのためには、地域の地元商店会や、それだけではなくてNPO、ボランティアなどの組織を育てて活力を見出していくことが大事。せっかく隣に秋葉原があるためそういうところの経験を取り入れてやっていこうと。そういうやり方は、専門家の間ではエリアマネジメントという言い方をしている。地域の皆さんが主体となって、そこに企業やNPOやボランティアやそういう人たちが入って、まちの活力を持続的に進めていくそういう方式だと考えていただきたい。

【副会長】

- ここは、昭和46年に幹線一方通行という大々的に打ち出したところで、今とはまるで違ったある意味下町的な商店があったように思うが、今、改めて見ると違った角度で色々なことをやらなければいけないというそういうまちになっているだろう。委員長がおっしゃったようなことがこれからのまちづくりに非常に大事であると思っており、特に今回の震災で、色々なことを考える前に、危機管理を踏まえたまちづくりが大切であるということを確認した。今までこういうことは役所オンリーでやってきたが、皆さんが主体となりエリアマネジメントを行い、いいまちをつくっていく。ある意味ここは日本の中心なので、いいモデルになったらいいのではないかと思っているため微力ではあるがお手伝いしたい。

3. 閉会

第1回神田警察通り沿道整備推進協議会

1. 開会

2. 議事

- (1) 神田警察通り沿道整備推進協議会の進め方について

資料4について事務局より説明

【事務局】

- 協議会については、今後具体的な協議を行う必要がある。まず、一つ目として、神田警察通りの整備につままして具体的な検討をしていく必要がある。また、沿道については、賑わい創出に向けた取組みを行っていく必要がある。差し当たって、大規模な更新の動きがあり、神田警察通りのちょうど中間に位置する電気大学が来年の3月をもって北千住に

移転する予定がある。また、その西側の神田錦町三丁目においても、博報堂の跡地の建替えの動きといったものがある。このような建替えなどにつきましても、沿道の賑わい創出に繋がるよう協議会の中で合意形成を諮りつつ、整備構想に沿った計画になるようやっていきたいと考えている。

【まちづくり推進部長】

- 会長からも冒頭の挨拶と同様に、道路は整備するだけではなく、道路整備は一つのツールだと思っている。ここの本来の目的は、沿道を含めた一体的なこのエリアを活力あるまちにしていくために色々皆さんで知恵を出し合いながら、連携をしながら進めていくということが本来の姿だと思っている。そうした観点から、地域を支えていきたいと思っている。これまで、この委員会は地域の方を主体としながら将来ビジョンに向けてご議論をいただいていた。こういった大きなエリアで機能更新が行われるということになるので、整備構想の将来像を実現していくためには、やはり、建替えを考えている事業者の方にも加わってもらいながら、地域としていい開発にするため、まちの将来イメージを同じにして取組んでいく必要がある。
- 今回協議会が立ち上がったが、具体的な意見交換も含めて、今後は事業者の方についてはオブザーバーという形の参加が良いと思うがいかがか。

【事務局】

- 資料4について、今後協議会では神田警察通りの整備、沿道の賑わい創出に向けた取組みなど具体的な協議が必要となってくるため、集中して議論していく必要があることから、協議会の中にテーマ毎の部会を設置することを今回提案させていただく。
- 沿道賑わい創出部会を設置し、沿道の賑わい創出に向けた取組みや先ほどご紹介した建替えに関わる具体的な内容について検討を行っていききたいと考えている。また、道路整備部会を立ち上げ、荷捌きや駐車場の問題、樹種といった道路整備の実現に向けた内容について集中的な検討を行っていききたい。その他、必要に応じ部会を設置し、より効果的な形で運営していきたい。

【会長】

- これから警察通り周辺区域のビジョンを具体的にやっていこうとすると、1番目には警察通りの改造だが、まずこの区域の中に色々な事業の予定があり、当面、博報堂や東京電気大学の跡地の開発の動きがある。これ以外に、かつて大林組の本社があったわけで、眠っている土地があると思う。この構想が信頼性を得られれば、隣に大手町、秋葉原、御茶ノ水があり、皇居の脇で、こんなすばらしい立地はない。今のままで、あそこにビルがポツンポツンと建っておしまいということはないはずである。それがこの協議会の一番重要な役割で、このまちが変わっていかうとするときどういうまちを目指すのか、都心の

古くから歴史のある一等地である場所をどう地域の希望を含めて変えていこうとするのか、そういう全体の仕組みを考えていくべきだろう。

- 個別には、事業に伴うようなものは、これからの予定がはっきりしていく。神田警察通りの整備予定時期や、そのためにクリアしなければならない課題がたくさんあるので、どのくらい時間をかけてやるのか、スケジュール感を次回くらいに出していただいて、その中で順次対応していく。
- この地域の有りようの議論は前回までであったが、これからは、もう少し専門的に賑わい空間を創出するための手法や、秋葉原の事例を活用できるかどうかなど専門的に考える場が必要である。道路についても、方向性だけで行政的にはできないので、中身をつめていかなければいけない。それ以外にも、学士会館などの文化交流・歴史的な施設があるが当然残していかなければいけない。残していく際には新しく変わる部分と調和なりをとっていかなければならず、これも専門的な話になる。
- 専門的なことを部会という形で詰めてもらい、ある程度の段階で協議会に上げてもらうような形で部会と協議会を連動させるような形がいいのではないか。そうするとすでに地域で開発に関わられる方をどこかで参加させなければならない。そのため、協議会で参加していただくか、協議会はオブザーバーという形で参加していただいて、部会ではっきりと意見を言っていた方がいいのか。私は後者の方がやりやすいのかと思う。

【委員】

- 今後の概略の構成計画があれば、どんな形で進めていくのか、いつまでにどうこうというスケジュールがあるのであれば、教えてほしい。

【事務局】

- 今後の具体的な動きについては、まず警察通りの整備といった内容が一番大きな論点としてあるが、今年度については、具体的な協議を行っていく際の図面作成等の準備を行っていききたい。道路の本格的な検討については、24年度には基本計画の方向性にもっていきたいと考えている。また、実際設計に入るために、駐車レーンの廃止に伴って、荷捌きの問題や、樹種の選定など具体的な課題を整理しなければいけないため、24年度以降、基本計画に入り次第協議会の中で意見を頂戴できればと思っている。24年度、基本計画を行った後、実施設計・工事といった流れになるが、工事については、延長 1.2km と長い区間になるため、事務局としては、大体5期くらいに分けてやるような形で考えている。

【事務局】

- 道路以外の部分としてスケジュールは流動的だが、博報堂については、早ければ来年の夏以降に解体といった方向になると聞いている。電気大跡地については、今年、跡地について売買契約がなされたばかりと伺っている。詳細については未定の状況。

【会長】

- 道路の話があったがこのペースでやった方がいいのか、周りとの関係も含めてもっと急いだ方がいいのか、これは協議会から強く発言した方がいいのではないか。行政は予算との関係で5段階に分けるという話だが、やるなら一気にやってもらった方がよい。
- 再開発の完成に併せて道路部分も整備されることで地域の活性化が期待できる。そのため、それぞれのペースでやるのではなく、むしろ我々が特に賑わい等を狙い位にスケジュールを希望していったほうがよい。
- この区域が大体できあがるときに、このまま落ち込んだ状態でいいのかどうかといった部分も含めた議論を協議会でした方がいい。スケジュールの目標を共有できれば事業者もそれに合わせて協力できることは協力できると思う。

【まちづくり推進部長】

- 早期実現というのが一番望ましい。ただ、あまり非現実的なスケジュール感をおくのも難しい点であり、事務局と会長から意見を踏まえて、大雑把なつかみを皆で共有しながら、目標に向かってそれぞれの役割の中でどういうふうにしていくのか。また、神田駅についても、駅舎の改良という形で数年後に完成し、神田駅の近くでは電線類地中化事業も進んでいる。警察通り・神田駅を含みながら色々ところでまちの動きが出ているため、やはりこの協議会の全体像みたいなものがある程度認識されながら議論していくと、また議論が効果的になっていくため、できうる限り整理し次回の協議会でご説明させていただく。

【委員】

- 神田警察通りをすごく綺麗にしたいが、予算がどのくらいあるのか。多町大通りのときは、1年ごとに予算を組まなくてはいけないということがあったため、どんどん過ぎてしまう。

【まちづくり推進部長】

- 単年度で集中的につくわけではないため、それを計画的に年度毎に措置してもらうような折衝を財政課と協議しながらやらなくてはいけない。その前に執行本部会議という中でしっかり方向性を示し、庁内でオーソライズしながら各予算になるため、次は議決をもって進めていくという流れになる。
- さらに、概算も含めて国の補助を活用できるかどうかなど、あらゆる視点で考えていく必要がある。道路整備の仕様に係る費用も精査が必要になるが、いずれにしても単年度で考えていくのではなく、全体の計画を考慮し計画的に単年度でかかる費用を立てていく必要は間違いなくある。

【委員】

- 年度が変わると、予算が変わってくる。そうすると工程がどんどん延びてしまう。多町大通りをやるときに、非常に骨を折った。

【まちづくり推進部長】

- 役所の仕組みとしては、単1年度とって1年間で予算を組むが、何年もかかるような事業の場合は、計画的に3年、4年掛かりますということで、その財源を担保する。それを3年、4年の間に執行していくということで、債務負担行為という議決をもって、多年度に渡る費用を担保することになる。そして、各年度でこれに基づきいくらずつ使うかという計画を立てるとというのが、複数年度に係る計画事業の場合の仕組みである。

【会長】

- いずれにしても、そのような問題を回避するようなことを部会で見通しを立てていかなければいけない。

【委員】

- 構成メンバーの中に、近隣で活動される企業にも是非とも参加してもらいたいと。3月11日の際に、全く開放しなかった大丸有のビルがあるという話を聞いている。そういうことを含めて出来た後どう活用させていくかを企業の人たちとも意見を分かち合うということが絶対必要だと思う。

【委員】

- 空地を広くとれる学士会館の裏や、電機大学の跡、博報堂の跡のような高層ビルはいいが、東側のビルは建物を壊し、空地をとりながら高層ビルを建てるわけにはいかない。そうした場合に高いビルや低いビルが、ばらばらにできる心配がある。

【まちづくり推進部長】

- それぞれの敷地によって建つ規模が変わってくるため、基本的に神田警察通りのイメージというものがラインとして出てくるというのが一般的である。しかし、大きい敷地の場合は、構想にもあるように大規模な敷地でないと実現できないような空間、空地を取り込んでもらえるような流れになっていくと思う。従って、一般的には大体同じような形や高さの街並みができ、ポイントのところには一定の空間や、防災の拠点、にぎわいを醸し出す拠点になったりするようなところが考えられる。

【副会長】

- 歩道を広げるというのは交通を制限するということになるため、検証が必要。まちの機能として交通というのはかなり大事な機能であり、どういうバランスをとっていかというのを、例えば具体的なデータの収集や検証、あるいは自転車や荷捌きがどのような形態になるのか、そういうイメージを作って委員の方々に検討いただくということが必要である。

【委員】

- 神田駅周辺のまちづくりの方も5年間出席しているが、今の段階で揉めて仕切り直しと受け止めた方がかなりいた。警察通りについては、最初に道路ありきから始めたい。多町大通りは平成22年度には整備が終わっていたはずが、どんどん遅れてきた。協議会を開いて色々な話をしたが、結局まとまりがなく先送りになった。道路が一番お金がかかるところなので、その計画がしっかり出来上がらないと先に進まない。

【委員】

- やはりまちづくりを誘導したり、動かすためのプロジェクトとして進めていかないと、道路は道路で行政、まちの方はそれぞれバラバラとなってしまえば、周辺の地域とは格差があり続ける。そこは、一つのイメージがあって、盛り上がらなければならない。
- そういう意味では、神田警察通りではなく、「神田さくら通り」にして皇居の方からさくら通りに人が流れたらこれは大変なパワーになる。

【委員】

- 神田駅の周辺は歩道が狭いため車椅子が通れない。だからまずは歩道を広げてくれという要望については、構想で車を優先しないということになったため、ある程度我々の考えていることは通った。警察通りが神田駅のガードに向かって4車線で勢いよく来るが、神田駅の信号のところは、ガードがあり2車線しか真っ直ぐいけないため非常に危ない。そういうことを含めて、車を優先しないということになり非常にありがたいが、まず歩道を綺麗にしてもらうことと、人が歩けるような歩道にしてもらいたいというのが我々の願い。区役所の方で、これからのことを考えてほしい。
- 神田保健所の跡地はどうなるのか。

【まちづくり推進部長】

- 神田保健所のほかに区の中には未利用地というのがあり、活用を図っていこうということを考えているが、明確に何に変わっていくかについては、現在方向性を出していない。

【委員】

- 学士会館はあのまま残してもらいたい。神田保健所の跡地はこの企画の我々はメインに

したいと思っている。それがどうなるか分からないと、手のつけようがない。あそこを有効に使ってこの神田警察通りが綺麗になった際はメインになってもらいたいと思っている。

【委員】

- 基本計画を早くしないと電機大学の跡地や博報堂の跡地は現実に工事が始まってしまうため計画が反映されなくなってしまうのではないかと。基本計画に沿った建築ができるように出来るだけ早く構想を策定し、これに沿ってご協力願いたいというような形にしないと間に合わないのではないかと。

【会長】

- 基本計画としては既に整備構想が策定されているが、まだ細かいことまで吟味されていない部分もある。開発事業者のスケジュールもあり、個別対応になってくると思う。そうはいっても、ばらばらにならないよう、まち全体の将来像を視野につつ、昨年度の構想をさらに発展させて再度見直していくことも考えていく必要がある。

【まちづくり推進部長】

- 協議会のオブザーバーとして、沿道企業にも参加してもらえよう調整する。それが昨年度の構想をより具体的なものにしていくために必要だと考えている。

【会長】

- 再度確認しておきたいことは、資料4に示した協議会の他に部会を2つ、ないし必要に応じてもう1つ設置したい。専門的な分析、交通関係についてのデータ分析、周辺の動きも調査しないといけない。そういう客観的な資料の確認も含め、企画的な提案を検討する場として部会を組織する。

3. その他

意見なし

4. 閉会

【事務局】

- 次回協議会の予定としては、できれば10月頃に第2回の開催をさせていただきたい。内容は、神田警察通りの整備の取り組み方と博報堂の建て替えの動き等を予定している。

神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱（平成23年9月7日23千ま神地発第31号）

最終改正:令和2年4月1日2千環地ま発第59号

改正内容:令和2年4月1日2千環地ま発第59号

○神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱

平成23年9月7日23千ま神地発第31号

改正

平成27年4月1日27千環神地発第84号

平成30年3月30日29千環神地発第84号

令和2年4月1日2千環地ま発第59号

神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、具体的な取組み等について協議するため、協議会を設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）神田警察通りの道路整備等に関する事。
- （2）神田警察通り沿道のまちづくり等に関する事。
- （3）その他、協議会が必要と認める事。

（構成）

第4条 協議会は、千代田区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる者をもって構成する。

2 前項の委員の任期は、前条の協議事項の協議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対して、協議会への出席を求めることができる。

（部会の設置）

第8条 協議会の下部組織として、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が協議会の意見を聴いて指名する者で構成する。

3 前項に掲げる者のほか、部会は、委員以外の者を部会員として加えることができる。

4 部会についての詳細は、別途定める。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、環境まちづくり部地域まちづくり課において処理するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等必要な事項については、会長が別に定める。

第19回神田警察通り沿道整備推進協議会 議事要旨

■日時：令和4年1月28日（金）14：35～16：05

■会場：千代田区役所8階第1・2委員会室

■出席者：

〔委員〕

●●会長・●●副会長

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

印出井委員（環境まちづくり部長）・加島委員（まちづくり担当部長）

須貝委員（基盤整備計画担当課長）・谷田部委員（道路公園課長）

前田委員（景観・都市計画課長）・佐藤委員（地域まちづくり課長）

〔委員代理〕

●●氏（●●委員代理）・●●氏（●●委員代理）

〔神田警察通りの街路樹を守る会〕

●●氏・●●氏・●●氏・●●氏・●●氏・●●●氏

〔オブザーバー〕

警視庁神田警察署 門向交通課長

神保町出張所 武笠所長

神田公園出張所 齊藤所長

神原神田地域まちづくり担当課長

早川翹町地域まちづくり担当課長

〔事務局〕

地域まちづくり課・UR都市機構

1. 開会

●昨年末、神田警察通りの街路樹を守る会（以下、守る会という。）から神田警察通り沿道整備推進協議会（以下、協議会という。）へ神田警察通りの整備において、街路樹の伐採をやめるよう求める要望書を受け、区長より協議会で守る会から意見を伺うように話があり、本日の協議会では守る会の方々から意見を伺う旨を説明。

●委員及びオブザーバーの交代について紹介。

- ・委員：環境まちづくり部長 印出井
- ・委員：景観・都市計画課長 前田
- ・オブザーバー：警視庁神田警察署交通課長 門向氏
- ・オブザーバー：神田公園出張所 齊藤

2. 議事

(1) 前回協議会（書面開催）に係るご意見のまとめについて

第18回神田警察通り沿道整備推進協議会（書面開催）に係るご意見のまとめ資料1について事務局より説明。

(2) 神田警察通り沿道のまちづくりについて

神田警察通り沿道のまちづくり資料2について事務局より説明。

【事務局】

- 神田警察通りをまちづくりの軸とした活力・賑わいの再生を図るため平成22年より神田警察通りを中心としたまちづくりについて地域の方々との検討を重ね、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」（以下、「整備構想」という。）や「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、神田警察通りのシンボルロードとしての再整備や沿道の魅力向上につながるまちづくりに取り組んでいる。
- これまでの検討体制について。
平成22年3月に神田警察通り沿道まちづくり検討委員会を設置し、神田警察通り及びその沿道地域での、街路の骨格・賑わいの仕組みづくりの具体的な検討を行い、平成23年6月に「整備構想」を策定した。また当委員会を発展させ、平成23年9月に協議会を設立し、「整備構想」の実現に向けて具体的な取組み等について協議を行い、平成25年3月には、「ガイドライン」を策定した。
- 「整備構想」の概要について。
「整備構想」では「つなぐまち神田」を目標に掲げ、まちの目指すべき将来イメージとして、神田警察通りの整備をきっかけに魅力のあるまちに変えることで、働く人・住む人を増やし、内側から活力を取り戻すとともに、まちの外側から人を呼び込み、まちのに賑わい・活性化を図ることを定めた。また、地域の特色を活かしながら、地域の発展、賑わいに繋がっていくようなまちづくりを目指すため、「歴史・学術ゾーン」、「文化・交流ゾーン」、「食・賑わいゾーン」と3つのゾーンに分けて、地域の特色と役割、そして目指すべき将来像を定めた。
- 「ガイドライン」の概要について。
「ガイドライン」では「整備構想」を踏まえ「つなぐまち神田」を目標に掲げ、5つのまちづくりの方針を定めた。その中の1つである道路整備について、神田警察通りを自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換していく、質の高いまちの骨格をつくる、ということまちづくりの方針として定めた。
- 道路整備の考え方について。
道路整備の考え方として、「整備構想」では、車中心から人中心の道路とする整備方針を掲げ、まちのシンボルとなるみどり豊かな並木道の整備、歩車道を分離し、ゆとりある歩

行者空間の整備及び自転車道の整備を目指す。「ガイドライン」では、自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換を図るため、みどり豊かで、歩行者や自転車等が安全に居心地よく移動できる環境の整備や、まちを彩る地域活動や文化が花咲く舞台としての通りの活用が定められ、ハード整備だけではなくソフト的な活用についても触れている。

●沿道の取組みについて。

「整備方針」、「ガイドライン」及び協議会で検討してきたことを踏まえて、沿道ではテラススクエアや神田スクエアといったハード整備がなされ、地域に不足する広場の整備や歴史を継承する建物の整備、また人々の交流を促す生活利便施設の整備が行われてきた。また、ソフト的な対応として、「ガイドライン」の実現及び賑わいづくりを目的に「神田警察通り賑わい社会実験 2017」を開催し、住民、町会、企業、及び子どもも参加した地域一体となったイベントを行ってきた。

【委員】

- 沿道の取組みとして、2010年に自転車道の社会実験が行われた。神田公園地区がまとまってこの社会実験に協力した。開会にあたり当時の連合町会長から「自転車は車から見ると弱者かもしれないけど、人から見ると強者であり、狭い歩道に自転車と歩行者が一緒というのは、いかがなものか。区分して通れる良い道をつくっていただきたい。」との言葉があった。この取組みは「大好き神田」のホームページで見られる旨申し添える。

(3) 神田警察通りの道路整備について

【会長】

- 守る会から私宛に要望書をいただいております、本日守る会及び委員からそれぞれ意見を伺う。

【守る会】

- 区長と面会し、神田警察通りの街路樹を伐採しないでほしい、拡大協議会を開催してほしいという要望を伝えたところ、協議会で議論してほしいと言われたため本日出席した。
- 昨年10月末に伐採計画を初めて知り、12月5日と1月8日の2回、区に説明会を要請した。
- 30年ほど前、錦町に神田保健所が建設される際、地元住民と十分に話し合いがされず、住民間にしこりが残り、町会が2つに分かれてしまった。このように区の企画する事業で住民同士の関係が悪くなってしまうのは、まずいと思う。
- Ⅰ期工事で街路樹を残したまま道路整備ができたので、Ⅱ期工事でも残せるのではないかと。道路整備は進めてもらって構わない。

【守る会】

- I 期区間の整備は、イチョウを残しながら道路の安全を考えた画期的な構造で称賛されている。
- II 期区間の 32 本のイチョウはすべて健全。1 本も不健康な「C 判定」はない。老木でもない。イチョウの寿命は数 100 年とも 1,000 年とも言われるが、ここは数十年しか経っていない。
- 樹木の倒木の原因はほとんど管理の不備である。また、新しい樹木に植え替えた場合、根が活着するまでに倒木の危険がある。
- イチョウは燃えにくく防火機能が高いため、震災復興で新しい道路に植えられたと言われている。
- 11 月 24 日と 1 月 5 日に、樹木の専門家である●●先生に依頼し、勉強会を開催した。その中で神田警察通りのイチョウを見ながら色々学んだ。
- 今生きているイチョウの木をこのまま生かす道路整備をお願いしたい。

【守る会】

- 落ち葉など、街路樹の管理に対して、区のアダプト制度を活用して協力していきたい。

【守る会】

- II 期区間で想定している植樹帯の幅員は 1.5m とのことだが、現状は 1 m もなかった。イチョウの木を残して植樹帯を狭めればいいこと。
- 植樹帯は駐車帯のことを考えて幅 1.5m としていると思うが、駐車帯は通常 2.0m 必要なのではないか、理解に苦しむ。
- I 期区間は駐車帯も植樹帯もない。植樹帯が本当に必要なか疑問。それとの整合を区はどう捉えるのか。

【守る会】

- 技術と知恵を絞れば、イチョウの木を残した整備も実現可能ではないか。
- 道路の幅が 5 cm 足りない、10 cm 足りないというのではなく、木を残して道路整備をする方法を考えていただきたい。

【守る会】

- 昨年 11 月にイチョウを全て切ると聞かされ、寝耳に水だった。
- 長い期間、協議会を実施してきたことは認識しているが、誰が集めて、誰に任命責任があるのか、協議内容を地域住民にどう示してきたのかわからない。
- 他の町会員や住民の意見を聞く場があるべき。
- 今や SDGs が叫ばれている。共生していく社会をつくることは、これからの人間の目標になる。首都東京の中心の千代田、そこに住んでいるという自信自負をもって、一緒に自

然を残し生きていくという私たちの気持ちをぜひ酌んでほしい。

- 区からは経緯等の詳細の情報をいただけなかったが、新聞記者の方が丁寧に経緯を調べてくれた。
- 町会長が委員になっているということは、町民に対してアナウンスするべきで、それが無かったという意識。また、意見を述べる場も無かった、100年近い木もあり、これからの100年、200年を見た千代田区のまちづくりを、皆さんと一緒に話し合いながら参加する区民になる意識も強くなっている。もう一度考えを聞かせていただきたいと思う。

【守る会】

- 一番の目的は明大通りのように意見交換ができる拡大協議会の設置をすること。
- 拡大協議会は人数の大枠を決め、メンバーは入れ替わり自由とし、傍聴者にも発言の機会を設ける。また、議論はホームページ等で公開し、常に情報を共有する。さらに、明大通りの拡大協議会と同じく、模型等を作成し議論に活用する。この方向で拡大協議会を設置してほしい。
- 2019年7月25日の企画総務委員会で、木村区議の質問に対して「拡大協議会について、今がすでに長い延長で大きな協議会であるが、どういう形でできるか協議会の意見を聞きながらやっていく。」との答弁があったが、その後どうなったのか。
- 区が実施したアンケートの回答率が14.3%であり、「住民の声は聞いた。」と言われて私たちはとても意外に思った。
- 区が実施したアンケートに関して、沿道にお住いの高齢女性に回答内容を伺った。まさに、我々の主張する内容と合致している。もっと丁寧に住民の声を聞いてほしい。

【守る会】

- 神田のまちで過ごす中で今回の問題を知った。住民の方が何も知らされないまま伐採が強行されそうな状況に危機感を覚え、神田のまちで出会った仲間とともに要望書を提出した。
- 未来に向けたまちづくりを考えるときに、既存の30本の街路樹を切ることを前提に物事を考える価値観について「環境モデル都市・千代田」として適切なのか。
- 未来の豊かさというのは、均質化したまちや表面的に綺麗なまちを作るだけではなく、地元根付いた自然や歴史、想いを活かしながら将来に持続させていくこと。口先だけでSDGsを言っても、このような未来は訪れない。
- 30本のイチョウ伐採を容認することがどのような意味を持つのか、もう一度しっかり考えてほしい。
- 道路の整備は進めてほしいが、話を聞いた事実だけ作って伐採を進めることのないようにしてほしい。

【守る会】

- 神田に20年間住んでおり、1年間アメリカにいた。この活動の中でそのことを思い出した。自分がないときに自分が好きなものや場所が無くなったら、どう思うのか。
- イチョウの木は歴史があり、生活も見守ってきたもの。伐採は地域への影響が大きい。
- 若い世代では最近、昭和レトロが流行っている。その理由は、初めて見るけどなぜか懐かしいもの、新しいものだけではなく懐かしさを感じさせるものが大切にされているからではないか。
- 新しいものも大切だが、地域に根付いた歴史や文化は地域の財産。無くすと戻らなくなるので、話し合いを重ねて、お互いが納得できる形にしてほしい。
- 住民だけでなく、高校生などそこに通う人たちが木の伐採に何か感じるものがあるかもしれないので、アンケートを広範に行うなど、より多くの意見を聞き、総合的に判断をしてほしい。

【会長】

- 本日いただいた意見や質問に対しては、後日改めて回答することとする。

【守る会】

- 慣れない場で緊張もあり、うまく話せておらず、本日の意見や質問は改めて文書でまとめて提出する。

【事務局】

- 文書は事務局で受け付ける。

【守る会】

- 区長が、拡大協議会を設置するためには、当協議会が決めないとできないと言っていた。協議会が決めたことが委員会に行き、委員会で決議したことが区の決定なのか。教えてほしい。

【まちづくり担当部長】

- これまで十何年話し合いをしてきた当協議会は大切なものであり、最後は皆様の意見を聞いたうえで協議会に諮ることになる。その結果を受け、最終的には区が決める。その他委員会というのは無い。

【会長】

- 協議会において拡大協議会の設置を決定するのではなく、議論の結果を区に返し、最終判断は区が行う。

【委員】

- 伐採の話はこれまでの町会長の頃から議論してきたし、区報でも周知されている内容で、聞いていないわけがない。
- 協議会では当初、自転車道をどのように整備するか議論していたが、その後、地域の活性化のために道路をどのように整備するかを議論してきた。
- 千代田区はアンケートをしっかりと実施している。
- 直近で区が実施した体育大会の開催の是非を問うアンケートも、10数%の回収率であり、その中での反対意見により開催しないこととなった。
- 「聞いていない。」というのは皆言いたくなるものである。しかし、なぜ聞いていないのか。

【委員】

- 町会員がそれほど多くないなか、12年やってきて、その内容が片言も知らされていないことが、よくわからない。
- この場では街路樹に特化した話になっているが、協議会ではその議論だけに時間をかけてきたわけではない。
- 60年以上住んでおり、個人的な意見を言わせてもらおうとイチョウは邪魔と感じている。ものすごい量の葉っぱが落ち、雨が降れば落ち葉で排水溝が詰まり水たまりができるし、人も車も滑って危険。景観も大事だということはわかるが、住んで働いて、実際にこの場所で生活をしている我々の環境のほうがもっと大切。
- 歩道を拡幅して、街路樹を整理することに、Ⅱ期工事区間の当該町会として大賛成。

【守る会】

- 我々の町会内で情報伝達できていないような言い方はやめてもらいたい。

【会長】

- 各町会の事情で様々意見はあると思うが、それは別の機会に。委員の発言を最後まで聞いてもらいたい。

【守る会】

- 我々の町会では、連合町会長会議や当協議会の内容はまず役員の中で共有され、必要な事項があれば婦人部まで共有され話し合ってきた。今回のイチョウの問題も、皆で共有して意見がまとまり、活動してきた。町会内で情報伝達できていないとの認識は訂正していただきたい。

【まちづくり担当部長】

- 町会の中の話はこれまでにして、先に進めたい。

【委員】

- 守る会はⅠ期工事について成功したというが、我々にとっては失敗作である。
- やむなくイチョウを残して歩道を広げたため、自転車道が狭くなり、自転車同士がすれ違うこともできない状況である。
- 移植には、1本あたり二百数十万円の費用がかかる。それを32本施工したら相当の金額になる。
- 次期整備からは、駐車帯もつくるし、計画通りにきちんと整備してもらいたい。
- 10年以上議論してきたので、それを酌んでいただきたい。

【委員】

- 私の家は神田警察通り沿道で97年間商売を続けており、神田祭りでは内神田美土代町会の神酒所として場所を提供しているほか、着付けもボランティアで行っている。以前、企画総務委員会において議員が「協議会の委員で沿道の者がいない。」との発言があったが、この場を借りて申し上げる。
- 私の家の前にイチョウが植わっており、枝が敷地内に伸びている時もあり毎日イチョウの葉を掃いている。アダプト制度で毎日できることではない。
- Ⅳ期及びⅤ期工事にあたる美土代町交差点から先の区間は、Ⅱ期・Ⅲ期工事に比べ劣悪な歩道である。家の前にはポストが設置されているが、歩道の有効幅員が1.6mしかない。車イスもすれ違えない、傘をさしてすれ違えないほどひどい状況である。今の位置に街路樹を残し、伐採に反対して道路整備に賛成というのは矛盾した論理である。
- Ⅰ期工事の沿道の方々は、イチョウを切っしてほしい意向であったと聞いている。Ⅰ期工事で植栽帯がないのは、イチョウを残したからである。
- Ⅳ期工事区間では、ブロックごとにイチョウの本数が異なり、植え方に統一性がない。Ⅰ期工事のイチョウは戦前からありシンボリックだが、それ以外の街路樹は樹種・規模が統一されていない。最近植えられた樹木があつたり、倒木して植えられなかった箇所もある。大きく成長し過ぎて、困っている沿道の方々も多くいる。Ⅱ期工事、Ⅲ期工事それぞれの場所で各論を言っていると計画は進まない。総論で進めていただきたい。
- 1.4kmの神田警察通りをシンボリックな道路に再整備することは、10年前から議論を重ねてきている。街路樹をサクラとする話も、その頃から議論してきたこと。
- ヨウコウザクラは、樹高10mを超えない小ぶりな樹木であり、暑さ寒さ・害虫に強く、景観も優れており、戦争を忘れてはいけない意味がある平和のシンボルでもある。
- ヨウコウザクラは日本原産の交雑種で、愛媛在住の高岡正明氏が天城吉野と寒緋桜を掛け合わせ作り上げた品種。高岡氏は第二次世界大戦中に学校教員であったが、戦死した生

徒たちの冥福を祈って戦後各地に桜を送ることを思い立ち 25 年の歳月をかけ、ヨウコウザクラを作出した。今では海外でも平和のシンボルとして植樹されており、「国際平和都市千代田区宣言」にふさわしい桜である。ヨウコウザクラの並木道と戦火を生き抜いた共立前のイチョウ、きっと千代田区のシンボルロードになる。

- サクラの空白地帯である神田公園地域にサクラを植えて名所化することで、桜マップや平和マップに記載でき、神田の誇りにもできる。

【会長】

- 守る会の論点は以下の通りまとめられ、改めて意見を文書で提出する。
 - ・アンケートの方法や情報共有の方法といった、手続きに関する問題がある。
 - ・イチョウを残すことと道路整備とは両立できる。
 - ・拡大協議会を開催してほしい。
- 区はいただいた意見に対して明確な説明ができるよう、資料を整えること。
- 再度協議会を開催し、意見を伺っていく。
- 区は本日の議論の整理と、その公開を速やかに行うこと。
- 協議会は議論の結果を区に返し、最終判断は区が行い事業を実施していくものである。

【まちづくり担当部長】

- 当協議会を基本として、プラスアルファで意見をいただける人について、委員及び守る会の双方と調整する。
- Ⅱ期整備については、本日意見を伺ったことをもって、明日から工事着手するようなことはしない。

【事務局】

- いただいた意見について資料を作成し、次回協議会を概ね 1 か月後に開催する。
- 今回の議論については適切な方法で公開し、引き続き幅広い情報提供の方法について検討の深度化を行う。

3. その他

意見なし

4. 閉会